

平成24年（2012年）9月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成24年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年9月20日（木）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（早退議員）

10番 東 篤布

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美

学校教育課長 玉津武幸 生涯学習課長 松島保秀
監査委員 井上寛

職務の為出席者

議会事務局長 谷吉希 書記 脇俊明
書記 上野隆志 書記 玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 東清剛 12番 松永征也

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

平野倅規議長

次に、本会議終了後、全員協議会を開催させていただきたいと思えます。

事項については、議員定数に関する特別委員会の名称等についてでありますので、ご了承ください。

平野倅規議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第 1

平野倅規議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 東 清剛君

12番 松永 征也君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は、平野隆久君、ほか4人であります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局長の机の上に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、13番 平野隆久君の発言を許可します。

13番 平野隆久議員

おはようございます。

ただいまより一般質問を行います。

津波対策と移転後の本庁舎の防災対策と、本庁舎移転による空き施設利用と、三浦休憩施設の3点について、通告に従って答弁を求めます。

津波対策と移転後の本庁舎の防災対策については、津波が襲来したときに、住民の方々が少しでも遠く、できるだけ高いところに逃げるためには、行政としていち早く住民に知らせることが、まずもって重要、かつ最大の責務であると考えます。町長においても、このことは重要だと十分認識しておられると推察します。津波が襲来したとき、実際、どのように町民にいち早く周知がされるのか、答弁を求めます。

また、今年の9月2日の防災訓練の際、試験的にエリアメールが、そのとき紀北町にいた方々の携帯に配信されました。実際の津波襲来の際、いち早く個人の携帯に情報が配信されるならば、少しでも早く避難するための、大変有意義なツールだと思います。ただ、今回の試験配信においては、情報が個人の携帯に届いたのは、避難が開始されてから随分経ったあとの9時20分でありました。実際のときも訓練のときと同じように配信するのが遅かったら意味がないと思いますが、実際の災害のときはもっと早く配信されるのか。

また、私が住んでいる中州地区の防災訓練で避難した方が73名いたうち、その場で確認したら、実際に携帯に配信を確認した方は15名程度でした。中には携帯を持っていない方がみえると想定しても、少し少なすぎますし、あとで聞くと携帯は持っていても配信されなかった方もいたと聞いております。今回、携帯に配信されなかった人が、今後どのよう

にしたら配信されるのか、答弁を求めます。

次に、今度、両地区で20箇所の避難場所にロッカーが設置されますが、8月31日の紀伊長島区自治会連合会との行政懇談会で、町長は新たに15箇所の設置を予定しており、補正予算で対応したいと発言したと、某地方新聞に掲載されております。その補正予算は、この9月補正の自主防災組織対策事業 455万円計上されて、13箇所と聞いておりますが、13箇所の設置予定場所はどこを考えているのか。また、さらに要望が出た場合、どう対処するのか、答弁を求めます。

次に、災害弱者への対応ですが、今回、補正の民生費で予算計上されている 672万2,000円の要援護者台帳整備事業ですが、この内容は初日、本会議において質疑され、透析患者等も含む要援護者の情報を把握し、住居位置を地図上で検索できるシステムで、来年の1月より導入予定と課長答弁を受けております。このシステムは災害時にも有効に活用できます。地区の防災組織において、共助の意味で、地区の災害弱者を把握したいのですが、これは個人情報ですので、なかなか把握しづらいのが現状であります。平成22年3月に配布された紀北町避難支援プラン全体計画と、要援護者台帳整備事業との整合性と共有化について、答弁を求めます。

次に、移転後の本庁舎のバックアップオフィスについては、以前から町長は何人かの質問に対し、バックアップオフィスを進めていきたいと述べていますが、いまだ内容や規模等について具体化されておられません。本庁舎の防災面について、危惧されている住民の方々がみえることは町長も十分認識されていることと思います。現在、町長は本庁舎の移転について、合併協定に基づき進められていることは十分理解できますが、防災面について危惧されている住民の方々がいることも重要と考え、バックアップオフィスの構築を早くすべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

また、移転後の本庁舎も避難タワーの1つとなるとも行政懇談会で発言されています。津波襲来の際、本庁舎の屋上に住民の方々が一時避難されてきた場合、屋上への避難人数をどの程度想定し、備蓄品をどの程度、どのように完備されるのか、答弁を求めます。

続いて、本庁舎移転による海山区にある町民センター、海山区にある老人福祉センター、紀伊長島総合支所の空き施設利用についてですが、8月30日の海山区自治会連合会との行政懇談会で、町民センターについては自治会役員の方が発言したように、私も海山区の住民の方々から以前のように町民が使える施設に戻してほしいと、多数の方から聞いております。

また、空き施設の利用について、早い時期に活用結論を出してほしいとの、自治会からの質問に対し、各種団体に文書で活用要望を聞いている。町全体としてバランスの良い発展を考えていきたいと、町長は答弁しております。いつ、どのような団体に接触し、それらの団体へは文書のみでの通知なのか、文書のみではなく、直接会って話をすべきであったと考えますが、なぜ、直接会って話をしなかったのか。また、それらの団体に対し、いつまでに返事をしてほしいと希望したのか、答弁を求めます。

続いて、三浦休憩施設の町施設用地の 1,400㎡の進捗状況についてですが、どのように活用しようとしているのか。各種団体と接触していると聞いていますが、どの程度、どのような形で進めているのかの答弁を求めます。

以上で、あとの関連質問については、これらの町長答弁を受けてからさせていただきます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

今、平野議員からは質問のすべてをいただきましたので、一つずつ答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、津波対策と移転後の本庁舎の防災対策についてでございます。

町民にいち早く津波発生を知らせる方法についてでございますが、災害が発生するおそれや発生した場合、災害の規模、災害現場の状況を把握し、いち早く正確な災害情報を住民などに伝達する必要があることは、十分承知いたしております。このために、町防災行政無線を導入して情報伝達体制の構築を図ってまいりました。地震、風水害及び大規模災害などの災害に関する情報を、町内 101箇所に設置いたしました。屋外拡声子局と各世帯に貸与している戸別受信機から、町民の皆様に対して、放送でいち早くお知らせし、安全かつ迅速な対応ができるよう、情報連絡体制を整備しているところでございます。

また、大津波警報をはじめとした極めて短時間で情報を伝達し、住民避難が必要となる場合などは、消防庁からの J-ALERTによりまして、防災行政無線が自動起動し放送することにより、いち早く情報をお伝えするシステムが導入されているところでございます。

エリアメールにつきまして、エリアメールというのは、緊急速報メールということで、

携帯電話会社による携帯電話利用者向けの災害避難所伝達手段でございます。町内の携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する緊急速報メール受信機能を持つ携帯電話端末に、情報を配信するシステムでございます。気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報を受信できるほか、町が発信する災害避難情報などは、受信できるようとなっております。今後はその機能の効果的運用に関して、検討していきたいと思っております。

こういった中でですね、配信されなかった人というのは、そういった中で圏外にいらっしまった方とかですね、電話中なんかの通信中の場合、こういった場合にはですね、受信ができないということになっているようでございます。また、機種によってもですね、対応してない機種もあると伺っております。

あと9時20分というのはですね、あと一定の落ち着きがあつてからですね、それを知っていただく、訓練ですので、そういった意味合いもありまして、その地震の発生の、あの防災無線と同時にはしなかったということにいたしております。

次にですね、各地域の避難場所にロッカーの補充についてということは、備蓄倉庫ということによろしいですね、はい。備蓄倉庫については一時避難先で非常食とか、資機材を収納した津波終息までの間、住民等の生命や身体の安全を確保するためのものがございます。今年度整備予定の備蓄倉庫は、各自主防災会の要望をもとに20箇所の設置を予定しております。また、今議会において13箇所の補正予算を計上いたしております。今後については自主防災会と相談しながら、また、随時要望があつたときはですね、そういった検討もしながらやっていきたいと思っております。場所についても今、お話ですか。よろしいですか。

それと、4番目ですね。4番目の災害弱者の対応ということでございますね。これまでの取り組み状況といたしましては、平成19年に要援護者の登録申請を呼びかけまして、災害時要援護者台帳を作成して、毎年更新しております。それと議員ご指摘のですね、三重県地域支え合い体制づくり事業補助金を活用いたしまして、これら災害時要援護者台帳を基に、住民基本台帳システムと連動したシステムを構築する要援護者台帳整備事業の補正予算を今議会で計上させていただきました。

このシステムを利用することによりましてですね、地図表示もできますし、それぞれの皆さんの情報等も入力することができます。そういうことによりまして、これは消防署や消防団、自治会自主防災会、民生委員の協議会の団体の皆様とですね、その災害時にいろいろ情報提供させていただいたり、事前に相談をさせていただくということを行いな

ら、やっていきたいと思います。結局、全体プラン、要援護者全体プランのですね、それを個別に進めていくための、まず手段、システムでございます。

本庁舎の屋上についてでございます。津波からの避難は、より早く、より高くをモットーに高台への避難が原則と考えておりますが、しかし、逃げ遅れた方、遠くまで逃げるのが困難な方や救助活動等応急対策に従事する者などが、津波等から逃げるために緊急的に一時避難するための津波避難ビルとして活用することによってですね、被害の軽減、逃げ遅れなどの解消を図れることと思っております。

備蓄品につきましては、その本庁舎のほうにですね、備えさせていただきます。人数につきましては、今度広げるところが約700㎡ですので、一時避難ということですので、1㎡にしたら700人という単純な計算からすると、そういう形になろうかと思っております。

続きまして、空き施設の利用について、お答えをさせていただきます。すみません。バックアップオフィスについてですね。バックアップオフィスは大規模災害時のですね、町の災害対策本部の業務の継続にかかわるような重要な拠点となってまいります。発生直後から数日間の町災害対策本部の機能を考慮し、それに必要な機能を備えなければいけないと思っておりますので、これらにつきましても、三浦のPA等を含めてですね、早期に考えていきたいと、そのように思っております。

空き施設の利用についてはですね、紀北町の町民センター、老人福祉センター、紀伊長島総合支所の活用につきましては、現在、検討中ではありますが、活用案といたしましてはですね、役場関係では、図書室、会議室、書庫、フリースペースとしての貸し出し等を考えておりますし、役場関係以外の活用案といたしましては、社会福祉協議会、商工会等の公共的団体、放課後児童クラブやNPO法人等への貸し出しが考えられますが、これも何分相手のあることございまして、利用につきまして各団体で検討をいただくことといたしております。これまで公共的団体であります社会福祉協議会、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合に空き施設の利用についての意思の確認をさせていただいておりますが、現在、前向きに利用検討していただいている団体は、ごく少数と聞いております。

また、NPO法人の代表の方にもお話をさせていただいておりますが、文書で通達すると同時に、担当課がですね、それぞれ説明もさせていただいておりますし、図面をお渡ししているところもございます。

続きまして、三浦のPAについてお答えをいたします。現在、国土交通省は本町を縦断する近畿自動車道紀勢線新直轄区間について、平成25年秋の完成を目指して鋭意工事を進

められているところでございます。本路線の三浦区間には休憩施設の整備を検討していただいております。町といたしましては、その場所に物産販売、情報発信及び防災の機能を持つ施設の建設を検討いたしておるところでございます。

昨年、休憩施設周辺の用地買収が完了したことを機に、国土交通省も当施設の整備に向けて、本格的な検討を始められました。基本的には道路のみの整備となる新直轄区間におきまして、休憩等の施設を整備するための法的な整備と、町施設を併設するための法的整備や位置づけなどについて、町も協議に加わりながら進めてまいりました。その結果、国土交通省がトンネル残土等を活用して、自然災害や道路災害に備えたり、道路利用者に道路情報を提供したり、休憩したりする施設を整備するという方向で進めていくと、進めていただくということになりました。

また、町の施設につきましては、道路利用者にサービスを提供するための施設として、当敷地の一部を紀北町が占用して使用するという方向で調整していくこととなりました。そういった方向性によりまして、国土交通省からは正式に計画図面や国土交通省施設の概要をいただくことができましたので、それをもとに本町も施設の具体的な検討を始めておるところでございます。

物産販売を行ううえで重要なポイントとなる駐車場台数やトイレ数の研究、物品等の搬入路、管理用駐車場スペースの確保など、国が整備する施設につきましては国土交通省に要望し、協議を進めているところでございます。

また、それらに並行しまして、町が整備する施設につきましては、それぞれの機能の検討を行いまして、検討結果に基づいて配置計画や平面図を検討いたしております。それらの案をもとに、事業収支の試算を行ってまいります。それらを検討するにあたりましては、隣接のPA運営事業者に対して利用状況、運営状況を調査したり、町内の商業団体等に物品販売の状況をはじめ、当施設への出品意向や運営への参画意向などをお聞きしたりしているところでございます。それらの案がまとまりましたら、配置図や平面図、事業収支、採算性等につきまして、その検証を商工会へ依頼したいと考えているところでございます。

今年度は、事業実現の可能性を調査研究し、方向性を導き出すことといたしております。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

東清剛議員。

11番 東清剛議員

今のね、町長の答弁の中で、PAという言葉が随分使われていましたんですけど、テレビ見ている皆さんが、わかりづらいと思うんで、その辺は休憩施設用地とかいうようなことで、お願いします。

平野倅規議長

町長より、再答弁させます。

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。PAとは、休憩施設という意味でございますので、よろしく願いいたします。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

それでは、今、議事進行もありましたので、僕は一応、休憩施設ということで、先ほども質疑させてもうとるんです。通告のところにはね、PAと(SA)と書いてあるので、PAかSAか、まだはっきりしてないところありますもんで、質疑的には三浦休憩施設ということで、統一して僕は質問させていただきます。

それでは、あんまりたくさんちょっと一遍にし過ぎたんで、町長も困惑して答弁漏れが随分あったような気がしますんで、一つひとつ質問に答弁を求めます。

まず、町民に早く知らせるということが、重要になってくるということで、最初に言わせていただいたんですけど、その答弁に対して町長は、101箇所のスピーカー、また無線ですね、戸別受信機、それでまたJ—ALERTでまた放送するという事なんですけども、僕の聞きたいことは、実際にその津波があった場合に、どのようなタイムスケジュールというか、どのような順序でやっていただけるんかと。今回でも、そのJ—ALERT、9月5日にJ—ALERTの試験放送があったと思うんですけども、10時と10時半と1回目、2回目とあったと思うんですけども、10時半のほうはちょっとあったんかどうかも確認できなかったんですけども、そのJ—ALERTが実際活動できるように国のほうもちゃんとすると思うんですけどね、もしなかったとしたら。

ただ、僕の言いたいのは、実際ね、発生したらどういう手順で行政は情報を早く仕入れて、町民に知らせることができるのか、そういう具体的な方法論を聞きたいんです。よろ

しいですか。まずその点について答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

J—A L E R Tの緊急発信のほかという意味でよろしいですか。J—A L E R Tはですね、瞬時で行きますんで、そのあとそういったものについて役場の職員がですね、行政放送無線で細かい指示とかですね、そういったものをするということ以外、よろしいですか。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

じゃあ、再度質疑します。

実際にね、行政がどういうところから情報が入って、津波が来たということをね。それでその情報をもとにどういうふうな方法で、言うたらこの戸別受信機をもって、すぐにまずする。それからスピーカーのほうは次するとか、一緒に放送されるのかとか。だから行政がどのように、いち早く行政が情報を入れなあかんですよね。実際の話、テレビのほうが一番早い状況あるわけですよね。そうすると住民の方々は、まずテレビで情報を仕入れるわけですか。それよりもまず行政がテレビよりも早く発信していくんですか。実際、どのように町民の方々が情報を仕入れられるか。

例えばの話、僕の住んでいる中州地区の場合なんですけども、実際、N T Tの屋上もあるんですけども、やはり町長も言われているように、できるだけ遠いところ、有限的な山とかに避難したいと、そういった場合、近いところで松本の山居の山ですね。あそこら辺と秋葉山、あそこら辺だけなんですけども、結局は今回も時間をちょっと皆さんの時間計らせてもらったんですけども、大体、秋葉山まで行くのに、年寄りの方やったら20分ぐらいかかるんです。松本へ行くんでも15分ぐらいかかるんですわ。それで松本へ行く場合は橋を渡らなくちゃいけない。だから、そのできるだけ、その方々が早く情報を仕入れて、早く行動できるように、僕ら中州自主防災会としても、できるだけ早く逃げてくださいよということに注意してますんで、できるだけ行政から早く情報を仕入れる。そういうことをやっぱり大事に思ってますもんで、きちっと行政が、どこから情報を入れられるかということ、タイムスケジュール的に教えていただきたいということ。

それで、J—ALERTにつきましては、国からのあれですけども、この前、放送があったかなかったどうかわかりませんもんで、その点について答弁を求めるといことです。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、最も早いというのは、やはりJ—ALERTがですね、消防庁のほうの衛星を通じて来ますんで、大津波警報、津波警報、そういったことを発令しますんで、そういった警報が来たら、まずは細かい情報よりも逃げていただくという、より早く、より高くに基づいてしていただきたいと思います。

そういった中で、行政放送無線を通じましてですね、担当課のほうがさせていただく、そういった形になろうかと思ひますし、もう1つの手段といたしましてはエリアメールですよ。そういった部分が町からですね、発信します。そういった形になろうかと思ひます。

また、それと震度いくつとかそういったものはですね、以前、広報に登録の仕方をさせていただきましてですけども、防災みえのほうへしていただくと、また防災みえのほうからも入ります。震度とか大津波とか、そういったことを多重的にやってですね、少しでも漏れのないようにやっていきたいと思ひます。ですから、エリアメールのほうがですね、町としての打ち込み作業によって発信、情報を発信できると思ひます。そうですね、エリアメールにおいては、そういったものも全部受信できるということでございます。

それと、先ほどの2回目のことなんですけど、J—ALERTの。あれは1回目確かに鳴りました。2回目がですね、やっぱり不具合がございまして、町としてはできませんでした。それをなぜかと言ひますと、最初の1回目はですね、町が入れてある音声を起動させて発信するやつがあったんですね、紀北町何とかと出ましたですね。それ2回目がですね、その信号を音声に変えてするシステムでした。ここにちょっとパスワード等の不具合がございまして、もうこれ修繕させていただいたんですが、そののところがあって、その10時30分の分は当町では不具合がございました。そういったような事情でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

結局は、行政はJ—ALERTで初めてわかるということによろしいんですね。そした

ら、例えばJ—ALERTに、例えば今回でも不具合があったと、この本番のときにね、不具合になる場合もあるかわかんもんで、J—ALERTだけじゃなくてね、やっぱりいろんなことを情報仕入れる方法論を、やっぱり今の時点で探してもらわんと、J—ALERTに頼っておって、もし今回みたいに不具合があった場合は、情報が遅れるわけですから、できるだけいろんな情報源を模索して、いろんな状況を今の時点で把握していただきたいということなんです。

それで、あとエリアメールもちよっと言われたんであれですけども、今言われたんですけども、あれは打ち込むのは町のほうなんですか。それで今回、内容についてはね、試験的に9時20分に地震津波が発生しましたということで、試験的なもので遅れたということは理解できるんですけども、本番のときも緊急情報を仕入れて、町が打ち込んで、それから来るわけですか。そうすると、その分また遅くなるわけですか。その情報をね、できるだけ早くできる方法を教えていただきたい。

それであと機種なんですけども、基本的には話し中とか圏外じゃなくって、持っていたけど入らなかった人、それで自主防災会議のときにも、入らない機種はあると聞いてますけども、どんな機種があるかと、だから僕は地区の人に言ったのは、今度、買い替えるときなんかは、こういう機種に替えてくださいよという広報もいると思いますもんで、どういう機種が入らなくて、どういう機種やったら入るということを、やっぱり町民の方々に広報すべきやと思うんですけども、その点について答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町が打ちかえるといったのはですね、町独自の情報を出すときでございまして、気象庁なんかから来たのは直接入るようになっておりますんで、はい。そのあとJ—ALERT等あったあとに、細かい情報ですね、伝えることができるというような表現、ちょっと説明不足で申し訳ございません。

そういった意味で、使えるというのはドコモとかKDDI、ソフトバンクが使えると聞いております。それで今スマートフォンなんか使ってますと、メールの受信ボックスではなしにですね、iメールというんやっつけ、何やっつけ。このタグ、普通のメールの受信ボックスじゃなしに、エリアメールの受信ボックスを開かないと、そこが出ないんで、実は私もですね、メール入ってないよと言ったら、そのエリアメールのところのやつを押

さえないと、音は鳴りました。それは使うほうがちょっと認識不足のところ、私の場合あったんで、そういった中で、役場の職員もお聞きしましたところ、やっぱりそういったものとか、やっぱり電話中ということで、今の機種はですね、すべて入っているとお聞きいたしておりますけど、設定等でどう、最初買ったときはもうそれ設定されているようにお聞きしておるね。そういうことやね、ちょっとすみません、議長、危機管理課長から答弁いたさせます。

平野倅規議長

危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。町長言われたのがですね、ほとんどでございますけども、ただ、携帯電話が20年ですね、平成20以前の携帯電話をお持ちの方はですね、エリアメールの設定がされてないということですね、そこでその方については受信ができないというふうなことを聞いております。それと20年以降につきましてもですね、メール設定というところに入ってくださいまして、そこでですね、エリアメールを受信する、しないとかいうふうな項目がございます。そこでほとんどがですね、自動的にするというふうなことで、買ったときにするというふうなことになっておるんですけども、中にはですね、エリアメールをしないというふうなところにありますので、その部分をですね、設定から、するというふうなところに切り替えていただくというふうなことでございます。

もしですね、そのようなことでもわからない場合はですね、危機管理課のほうでも対応させていただく、総務室とかさせていただきますし、携帯電話を持ってきていただければ。それとか販売店でですね、エリアメールを設定するというふうなことにしてくださいというふうなことで、登録されたらエリアメールが受信できるというふう聞いております。以上でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

今、説明受けたんですけども、これはちゃんと広報されておるんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

エリアメールですね、それと防災みえのメール発信サービスについても、広報いたしました。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

ただ、配信されていない方にね、今後こうしたらいいですよ。エリアメールボックスを設定しなさいよということは、広報されておるんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回ですね、そういった訓練をすることによって、そういうこともありましたんで、また再度ですね、広報させていただきたいと思います。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

町長ね、今回訓練をしたことによって、こういうことわかりましたって言われた。僕は自主防災会の会議、ずっと前の会議のときに、機種によって入らない場合もありますと聞いてましたよ、そうでしょう。今回の訓練によってわかったわけじゃないでしょう、そうでしょう。だから僕はね、このエリアメールなんかでも有効なツールだと思うんですよ。有効なツールだと思うんです、災害のときの。だから、やはりそれを町民の方々が十分受けられるように、受けられなかった方にはこういうふうにしたらいいですよ、こうなりますよと、この機種はあれですよということをちゃんと広報すべきだと思う、有効なツールのためにね。そのためにちゃんと広報して、説明をしてやっていただきたいということなんです。

ただ、防災訓練のときにわかったもんでということじゃなくって、前からわかっておることやで、自主防災会の会議のときに僕聞いてますんで、ずっと前からわかっておるわけやで、本来でしたら、ちゃんとその使い方、受けられる準備を広報してくれたらと思いますんで、その答弁を求めましたので、その点について再度答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特にですね、顕著に出ましたもんで、今回またですね、改めてさせていただくというつもりで答弁させていただきました。どうも答弁の仕方が悪かったようで申し訳ないです。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

僕の言いたいのは、せっかくある有意義なツールですもんで、皆さんが活用できるようにね、していただきたいということもありましたもんで、この点を答弁求めましたので、よろしくをお願いします。

それでは、ロッカーの補充なんですけども、今回の補正で13箇所ということで、もしあれでしたら13箇所の設置場所、13箇所について、あとこの新聞報道でね、15箇所って町長が行政懇談会で答弁したということで聞いていたんですけど、今回13箇所なんですけど、その点について、今も壇上で13箇所ということでしたんで、間違いないと思うんですけども、新聞報道では、15箇所はそのまま訂正されてないんですか。町長がその新聞報道で15箇所と書いて、あったということを確認したのはいつですか。今回13箇所ということだったんですけど、その点について答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長から答弁させます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。今回、予算の計上させていただいたのはですね、13箇所というふうなことで、予算を計上させていただいております。それとですね、自主防災会の要望事項としては15箇所あったんですけども、2箇所につきましてはですね、今年度の当初予算で対応させていただくということですね、その点の差になっておるということでございます。

それと場所はよろしいんですね。場所を言います。今回の9月補正でですね、予算計上案を出させていただいた場所でございますけど、地区でございますけども、海野地区、宮本地区、古里地区、名倉地区、東井ノ島地区、西井ノ島地区、山本地区、赤羽北部、道瀬、

中州、出垣内、千歳、本町、この13箇所でございます。以上でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

新聞ではね、15箇所とっている。13箇所ということで、今回この報道で15箇所というふうには町民の方、思っている方みえると思うんですけども、今回13箇所ということでお伺いします。町民の方々もね、津波に対してやっぱりものすごく危機感持ってますんで、やはりその避難場所には管理とか、完備してほしいという希望があります。住民の方々もやっぱり今の時点で自分たちでできることは一生懸命やってますんで、行政としてね、行政だからこそできることに対しては、やはり行政、一生懸命やっていただきたいということがありますんで、やっぱりその点については、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、災害弱者の対応ということなんですけども、この紀北町避難支援プラン全体計画って、22年の3月に配布されているんですけども、これについては町長もご存じですよ。それで危機管理課長もご存じですよ、これはね。福祉課の課長もご存じですよ、ご存じですね。これはもう以前に見ておられるということですね。そのうえにおいて、ちょっと確認したうえで質問したいんですけども、これによると関係機関共有方式というのがあって、この要援護者台帳整備事業のシステム化と、災害時要援護者名簿登録者も共有情報となると、壇上でも町長が答弁されていたんですけども、これは、この中にもその福祉課と危機管理課と、これに基づいてやっていくと、共有してやっていくということになっておるんですけども、実際、これは構成についても班長は福祉保健課長、副班長は福祉保健課長補佐、危機管理課長補佐ということでされておるんですけども、こちら辺の計画に基づいて、危機管理課と福祉課が共同で話をしてやっているということで、理解してよろしいんですか。そういう打ち合わせとかはやっておられるということで、理解してよろしいですね。再度、答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりでございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

それはやっつけて当たり前なんですけども、今回、この6月補正予算で福祉課の説明を受けたときなんか、質問で危機管理課とすべきですよということ言うと、あっそうですか、そうしないといけないですねという話で、こういうことがありますもんで、こういうふうにしてますよという説明なかったもんで、そこら辺の話がされているのかなというのが疑問に思うんですけども、今、町長答弁ではされておるとのことだったんですけど、実際、打ち合わせはしていますか。今度、台帳整備事業が計上されますよね。これ補正予算認められたら、すぐこれは、この計画に基づいて協議していくわけですよ。もし良かったら福祉課長に答弁を、町長から求めていただきたらと思うんですけど。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、こういったお話するときに、我々町長、副町長も入ってですね、それぞれ福祉、危機管理と、まずは打ち合わせもさせていただいております。福祉課長のほうから答弁いたさせます。

平野倅規議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

この要援護者の対策につきましては、今年、総合計画でプロジェクト会議を持っております。その中で、こういう台帳システムを導入いたしますと。それから、これ避難支援のやり方、そういうものについても関係各課のご協力をいただきたいということで、会議の場を持っております。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

町長に通告した質問なんですけど、ちょっと課長に直接聞いてもいいですか。いいですかね。これ見たことあります。

平野倅規議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

私、課長になったのは今年4月からなんですけども、今年、拝見させていただきました。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

わかりました。やはりね、これに基づいていくとね、例えば地区の自主防災会と、16ページなんですけども、個人情報保護条例の規定に基づき、紀北町は自主防災組織等の実際に避難時に携わる関係者と、要援護者に関する基本的な情報を共有したうえで、これら関係者が中心となって要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いしながら作成するというので、22年度からになっておるんですけども、実際、僕、地区の自主防災会やってますけども、要援護者とかの情報は一切入ってないですね。だからこれに基づいて、自主防災会と協力してやっておる現状があるんですか。答弁求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長のほうから、少し答弁させます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えさせていただきます。22年の3月につくられたですね、避難支援プランというのはですね、これは紀北町の全体計画を示しているものでございます。それでですね、今、議員が16ページと言いましたのはですね、これはこれからですね、個別計画をつくっていくということなんですけども、現時点ではですね、まだ個別計画はつくられてないということで、そこらしをですね、自主防災会とか自治会、民生委員さん、それとか消防団とか、そういうふうな方でですね、打ち合わせをして個別計画をこれからつくっていくかなければならないというふうなことでございまして、それはですね、福祉のほうが中心になって、私どもも入りましてですね、つくっていくというふうなことで、まだそれは現在のところ策定はされていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

結局、私の言いたいのはね、これ22年3月につくられておるんですよ。やっぱりこの計画つくって打ち合わせもしてやっておるんやったら、これに基づいてやらなあかんことは早くやる。基本的に僕ら地区のあれなんかでも、災害時要援護者をね、助けたいと思ってもわからんわけなんですわ。だから、こういうことというのは重要になってきます。ただ、地区で把握する場合、個人情報の関係ありますもんで、なかなか難しい部分がありますんで、やっぱり行政としてこういうことできるんでしたら、こういうことをね、進めていただきたいと、だから22年にして、今24年ですか。やはりこういうことは、まだできてないんですじゃなくって、打ち合わせもしてやっておるのやったら、きちっとこれに則ってね、早急にすべきことだと思うんです。どうですか、再度、町長答弁求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、これ23年だったですか、22年の3月ですね。してですね、1年経って、その中で自主防災会等とですね、やっぱり地域のコミュニティの中で、そういった部分も構築していただいているのあります。私の住んでいるところでもですね、消防団とか、自主防災会がですね、どこにどういう方がおって、そういう者を皆で助けようやないかと、特に台風のとかなんかはよく機能していると思っております。それを総合的に、今度は町でやっぱり守秘義務の部分、個人情報の部分がございますので、そういうところも配慮しながらですね、消防団や自主防災、そういった方にも提供するのをどうするかとか、手挙げ方式の問題、そういったものもですね、手挙げ方式でやっていただいたらやっているんですけど、そういうものもあってですね、政策そのものが遅れているのはですね、確かに申し訳ないと思います。今度のシステムを導入することによって、これが加速するものと思っておりますので、早くですね、この個別計画まで立ち入っていきたいと思っております。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

僕の言わんとすることわかってほしいんです。せつかくあるもんですのでね、やっぱり

それをきちっと進めていきたい。この絵に描いたもんでそのまま放っていかれたら、何にも意味がないので、その点だけ。東北地方を見てもわかりますけども、実際、災害が起きた時には、想像つかないような事態に陥ります。町民にとっても実際は行政職員に頼らざるを得ない状況になってしまい、行政職員にも大変な負担がかかってきます。そのためにも、このような計画に則って、事前に各種団体と綿密に打ち合わせをして、有事の際に、実際に有意義に活用できるシステムをね、構築していくことが必要であると思っております。準備が、こういう計画と絵に描いた餅に終わらんようにね、できるだけ早くやっていたきたいということで、今回、この質問をさせていただいております。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、続いてバックアップオフィスなんですけども、町長、バックアップオフィスね、つくらなあかんということで、よく言われておるんですけども、今の壇上でも対策本部をつくらなあかんということで、言われておるんですけども、データ管理ですね、情報のデータなんかは、現在、どのような情報がどこに保管されているのか。その点について、まず答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、データですね、滋賀県のある民間会社に保存させていただいております。それらの内容につきましては、総合住民情報ネットワークデータ、住基ネットワークシステム、戸籍総合システム、財務会計システム、人事給与システム、公営住宅家賃計算システムなど、そういったものを。それとですね、あと各関係施設、データの関連施設で保存されているものもございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

ざっと今、そのデータを滋賀県の会社へ保管してもうておるということで、いくつかこういう情報を保管しておるといことなんですけども、やはりほかにもいろんなデータを保管しなければならないと、それで町長、バックアップオフィスはその対策、本部みたいな感じ言われておるんですけど、そのところへ例えばデータ保管するようなシステム、言うたらそういうものをつくるとなると、経費も結構かかると思うんですけども、会社や保

管をずっとさせておる経費と、今後、そういうバックアップオフィスにそういうもの、データを兼ね備えた施設を構築するのと、経費的にはどういうふうに考えられておるんか、それを今後ともずっと会社に委託していくつもりなのか。例えばの話、合併特例債を使って、そういう対策本部も、言うたら兼ね備えた、そのデータ保管のような施設がつかれないのかどうかについて、答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その経費的にどうかということなんですけど、経費ということによりも、個人情報が入ってますんで、その安全性ということをですね、重点的に置いておりますので、例えばどっかにバックアップオフィスあっても、そこへ置いておくというのはですね、常時人がいないような状態の中のところで、いかがかなとちょっと思うところあります。そういった意味では、やっぱりこういった情報を保管するシステムが十分できた、管理できるところへ保存していきたいなと思っております。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

この点については、やはり今度の本庁の絡みなんかでも防災面、随分心配されている方がみえますんで、その点についてのバックアップ的なものを、きちっと考えて構築していただきたいと思えますんで、その点については町長よろしくフォローお願いしたいと思えます。

あとの屋上の避難ということで、700人ぐらいで想定しておるということで、僕は最初の質疑で、どういうものを完備して、どういうふうで、言うたらどんなものを備蓄して、どういうものを完備していくかと、どういうふうで完備していくかということをお尋ねしたんで、もう少し詳細にちょっと答弁求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一応、今回増やすのは700㎡ぐらいなんですけど、以前からあるフェンスのところもございまして。そういった部分を入れれば800㎡以上になろうかと思えます。そういった中で、

食料とかですね、毛布、そういったものを備蓄していく、屋上にみえるわけですから。そういう方の分を備蓄していく予定でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

僕、内容についてね、結局求めたいのは、例えば、その備蓄する食料だけじゃなくてね、やっぱり夜の場合もあれば、冬の寒い状況もあれば、いろんな状況が考えられますんで、例えば屋上に照明が、そのときにできるような照明が要るとか、あとトイレなんかも、役場のトイレが使えない状況だったら簡易トイレね、例えば、僕らの中州地区なんかでもそうなんですけども、今回、照明、NTTなんかの屋上にね、やっぱり夜避難されて来たら照明が要る。やっぱり不安で来られますもんで照明を備えるとか、あと簡易トイレ、そして女性の方もみえるもんで、ちょっと簡易式のテントも常備しますし、やっぱりそういう細かな、実際来たらこうやということを考えて、照明とか、そういうこともトイレとかのことも考えて、今、内容的にはそういうこと触れられていませんでしたもんで、考えられていたらそれによろしいんですけども、そういうことも十分いろんな場面を想定して、完備していただきたいと思いますんで、再度、答弁求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、そういったものも含まれております。私、食料とか毛布などと言ったのはですね、代表的なものをお話させていただきました。また、屋上につきましてはですね、スイッチ式のライト、自家発電がありますので、そういったものもありますし、本庁舎の周りにはソーラー発電とか、バッテリー灯ですね、停電しても何時間持つとか、そういったのも設置もしております。屋上にはそういうことでライトも点けさせていただく予定でおります。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

その点については十分いろんなことを考えて、完備できるものはお願いしたいと思えますんで、よろしくお願いしたいと思えます。

それでは、続いて本庁舎移転による空き施設利用なんですけども、これはこの件に関しては執行部と同様にね、我々議員も庁舎建設等調査検討特別委員会において議論させていただいております。町民の方々に安心していただくために、納得のいく結論を、できるだけ早く出さねばと思っております。しかし、空き施設のより良い活用するためには、より一層の熟慮も必要とも思っております。今後とも執行部側と各種団体の意向も調整しながら、町民の方々により良い環境づくりに努力せねばと思っております。町長におかれてもその点、十分理解して今後とも進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは続けて、三浦の休憩施設なんですけども、今、国交省とね、ある程度話をしていると、それで各種団体とも話を持っていっているということなんですけども、これにつきましては、今年の3月の私の一般質問において、町長はいろいろなプロの方も交えながら、各種団体、もちろん商工会の意見を聞きながら、これからやっていきたいと思っておりますと、壇上で答弁しております。

それで、再度、私の検討委員会をつくってやっていくのかの質疑に対し、否定せずに、これから改めていろいろな団体の方も巻き込んでお話をし、いろいろ計画していきたいと答弁されております。これは議事録に基づいて発言させていただいておるんですが。ところが、これを受けて、7月18日に商工会へコンサルタントと企画課職員数名が来て、検討委員会をつくらずに、紀北町高速道路休憩施設ヒアリングシートというのを提示されたんですけども、どういうものが売れますかとか、いろんなアンケートに頼って、これに対して質問を受けた状況だったんですけども、これぐらいやったらコンサルタント要るのかなと思って、コンサルタントに関しては3月のときにいくらでしたかね、362万1,000円計上されて、コンサルタントに依頼をされておるんですけども、3月にコンサルタントの計上がされてから3カ月経って、7月の半ばごろ照会きてこういう話で、それでそのときに町施設の用地に関して質問させてもらったときに、物品搬入路はどうなるんですかとか、それについては海山インターと紀伊長島インターしかないですよということで答えも受けました。今、壇上で町長は、搬入路について検討していかなあかんという話もちょっとされていたと思うんですけども、その時点ではもう海山と紀伊長島しかないですよということで答えていました。

あと建屋の建設はどれぐらいの規模ですかと言うたら、いや、まだ決まってないと言うし、トイレはどうかと言うたら、国交省のあれを使うとかいうことで、まだ、町のほうの話が具体化されていませんもんで、これじゃ話が煮詰められないんでということとし

たら、再度、電話しますということで帰られたんですけど、あれから3カ月経つんですけど、一向に、一切連絡きてないんですわ。3カ月、あれからすぐくるのかなと思うたら、3カ月ずうっと放りばなし、今現在、まだ連絡もない状態なんですけども、やはりそのコンサルタントに結局経費を付けてやっておるので、有意義にね、活動していただきたいと思うんですけど、その点、ちゃんとされておるんかどうか、答弁を求めます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、しっかりですね、検討させていただいているところでございます。そういった、これからですね、もう少し詰めたら商工会とも、またお邪魔して、お話を聞きながら進めさせていただきたいと思っております。今、やっとなですね、この間、議員の皆さんにも図面ですか、お渡しさせていただいたと、前。あれをですね、いろいろ国交省とトイレの数とかですね、いろいろな問題、こっちの要望もありますんで、まずそのところが確定してない状態でございます。商工会からもですね、今のトイレのままでは、お客さん下りていただけないよとか、そういう話も伺っておりますんで、そのところがですね、まだ今、おっしゃったようにですね、確定してない部分がたくさんありますんで、もう少しですね、話固まりましたら、そのコンサルにはですね、いろいろなことデータも含めて集めていただいたり、そういうものを副町長が中心になってやっておりますので、その点、少し副町長のほうから答弁させていただいてよろしいですか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

三浦休憩施設につきましては、町内の関係課、企画課とか商工観光課とか建設課とかでグループをつくっております。そこでですね、今、コンサルと、まあ言ったら相互に関連づけながら今しておるんですが、特にですね、やはりこの通過交通量に対して、どういった施設をつくったらいいかということで、周辺ですね、奥伊勢PAとか、嬉野PAの実際の、今現在の運営状況等について調査するとともに、先ほど町長から話がありました休憩施設の駐車場とかトイレとかいうものについても、これは国交省といろいろ協議しないと費用負担の問題もございますので、そういったものと、あと一方で、実際に休憩施設にもし物販とか、飲食機能を付ける場合にはですね、そこに入っていく方にもどういった

規模で、どんなものを提供していただくかということになるんですが、役場が運営するという、中心になって運営するわけではございませんもので、その点が商工会とか関係団体といろいろすり合わせながら、やらなければならんわけなんですけども、まず基本的な条件、面積とか、どういった施設規模とか、どれだけの通行量で、どういったものが実際売れ筋になるのかというあたりもですね、これから町のほうとしても一定のコンサル等のことをまとめながらですね、ある程度整理された段階で、また商工会をはじめですね、皆そのとき協議していきたいということで、今、準備を進めておりまして、もう間もなくですね、そういった段階になるのかなというのが、今の状況でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

今、副町長も答弁されておったんですけども、基本的には町が運営できるわけないんで、結局いろんな団体に、やる場合でしたらね、お願いせなあかんと、そういう意味においてもね、そういう団体に行って、まだ出直してきますと言うて、3カ月放られて、それこそおかしな状況で、これから言うたら、交通量とかどうのこうのと言ってますけど、3カ月もあつたら十分できるような気がするんですけども、そこのところはね、解釈の仕方もありますんで、やはり今度はしますと言うておるのやでね、やっぱりそういう団体に、今後またお願いすることあるんやったら、やっぱり今こういう段階ですと途中経過だけでもね、報告していくべきだと思うんです。

それで、もう1点、実際、平成25年度開通予定になっておるんですけども、その区間の休憩施設なんですけども、国交省とはいつまでに、この休憩施設を町の施設として、どのような形でやらなあかんという期間的なもの、いつまでにという話はされておるんですか。答弁求めます。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

今、国交省とはですね、かなり細かな詰めはしておるわけですけども、実際の整備、完成というですね、完成する、完成じゃなくて、つくる。国交省には今、継続的に今話し合いを進めているわけでございますけれども、こちら側としましては、もう当然、来年度の当初予算に向けましてですね、今後、どうしていくのかということ、町としての意思決

定もすることになりますので、基本的に今年度にですね、どういう方向性の施設を、どんな形で整備するのかということについては、もう今年度に大まかな方向性は出していかないとですね、来年度当初予算に関連する予算は上げることになってきますので、その点は、ちょっとまだどのどのレベルまでというのがですね、はっきりとは申し上げませんが、何とかの形で今年度の段階でも一定の方向性は出していくということであろうかと思えます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、国交省はその25年の開通までに、やっぱり整備したいという。そこです、先ほど言いましたトイレの問題とか駐車場の問題で、町負担が出てくるかもわかりません。国交省ですと通行量に対して、もう一定の駐車場とか、その枠がトイレとか出てきますので、もしもそういった町負担がですね、もしあったら、またそういった予算計上もしなきゃいけないので、今年度中には、ある程度そういった方向を決めていかなければいけないというような意味でございます。

平野倅規議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

今年度中にね、するんやったら、本当に期間ないですよ。予算がもし出るのやったらね。そこら辺のどこやっぱね、早急にやっぱ決めていくべきですよ。よろしくお願ひしたいと思います。現在の当町の商工業者というのは、本当に景気が冷え込んで、大変な苦境であります。せっかくできるパーキングですので、休憩施設を有効に活用できるシステムが考えられるならばね、もっと地元関係者の意見も交え、有意義な活用方法を考えていただきたいと思えますので、期間もあることですので、できるだけ早く、お願ひしたいと思えます。

それでは時間がまいりましたので、まとめをお願ひしたいと思えます。

実際、津波が襲来したときは、大変な状況が想定されます。私は今、自分の住んでいる地区において、今年の防災訓練の際、今、しなければならぬ4つの必要性を話させていただきました。1つは、自分の足で何分どこまで逃げられるかを自分で把握しておくこと。2つ目は、避難する場所への安全な避難経路を把握しておく。3番目として、自分が

どこにいるときに災害が起こるかかわからないので、どこにどのような避難場所があるのかを、自分の目で確認しておくこと。4つ目として、これらの準備をして、まず早く逃げるという気持ちを常に持つておくこと。これらの4点であります。

基本的には災害が起きたとき、自助することが最も重要であります。しかし、個人でできることにはどうしても限りがあります。行政には個人ではできないことへの補足できる部分が随分あります。有効なツールを活用し、各課連携し、これらについては机上の想定ではなく、限りなく実践に近い活用方法を確立すべきであります。行政としてできることに対し、惜しみない努力をお願いします。また、空き施設利用や三浦休憩施設については、有効な利用に最大限の努力をしていただき、両区にとって有意義な施設としていただき、両区の調和ある発展を願っております。これこそが未来の紀北町を豊かにすると思っております。町長におかれては、惜しみない努力をしていただくことを切に願っております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

平野倅規議長

これで、平野隆久君の質問は終わりました。

平野倅規議長

ここで、10時50分まで暫時休憩します。

(午前 10時 39分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 50分)

平野倅規議長

次に、6番 入江康仁君の発言を許可します。

6番 入江康仁議員

議長の許可を得て、今定例会の私の一般質問の通告内容は、し尿汲み取り全般に対して

と、3月、6月議会に通告した防災にかかわる避難路、避難施設に対しての進捗状況について、また、6月議会に通告して時間の都合で質問できなかった、お魚らんの移転補償問題と、その移転補償問題の利権にかかわる海山インターチェンジについての3点の質問であります。

ここで、町長に1つだけ要望いたしておきます。町長の答弁については、紀北町町民の皆様にも、誰でもわかるような、またわかりやすい答弁を要望いたします。

また、私に対する6月議会の一般質問に対しての町長の答弁で、あなたの質問は、よく私の言葉の尻端をとって質問をするというような答弁をいたしました。このような町長発言は議会軽視であり、議員軽視にあたりますので、十分に注意をしていただきたい。このことは4期15年、議員を務めた経験を持っておられる町長の答弁にはならない。もうこのような答弁による、議員に対しての挑発的な答弁は控えるよう指摘しておきます。また、議長にも、このような発言があった場合は、強く注意をしていただきますよう、要望いたします。

それでは、通告している1つ目の質問に入ります。1つ目の質問は、し尿汲み取りについてであります。汲み取り業者に対する紀北町の町民の不満や苦情に対しての町長宛ての要望書が出ていると思いますが、その要望書の内容を聞かせていただけますか。これは町長、答弁ちょっと。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員のご質問に答えさせていただく前に、まずもって6月定例会の発言について、お詫びを申し上げます。十分議員の気持ちも配慮したうえで、これからは答弁していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

要望書につきましてはですね、紀伊長島区の方から出ております。それにつきましては、担当課のほうで朗読させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

井谷管理課長。

井谷哲環境管理課長

それでは、要望書を読ませさせていただきます。

要望書、平成24年9月10日に町長宛てに、町民の方から提出がありました。記としまし

て、紀北町内の汲み取り業者の現状について、町民の多くの皆さんが下記に示す不満を抱いています。

1. 汲み取りを依頼しても、何日も来てくれない事があり再依頼をする事がある。
2. 汲み取りにあたって、汲み取りの量と単価がどのようになっているのか判然としない。
3. 汲み取った後、金を払う時、金額が高いので「高いね」と言ったら、「高いのならばもとに戻してやろうか」と言われ、戻されると困るし、また一社しかないので、次に依頼して、来てくれないと困るので、料金を言われるままに支払った。
4. 汲み取り業者は代金支払いの時、領収書を要求をしないと、ほとんど領収書を発行していない。
5. 汲み取りの件で町役場に電話すると、役場には関係ない。業者に言ってくれと、すげない返事で取り合わない。これは行政として責任を果たしていない。
6. 浄化槽より汚泥を汲み取ったら、となりの槽から水がでてきた。これは抜き取り作業が正しく行われなかった為に、浄化槽を壊したのが原因である。
7. 汲み取り業者が海山区・紀伊長島区において、各一社しかなく、独占状態だからサービスが悪いと考える。もう一社ぐらい汲み取り業者があると町民は安心できる。

上記に示す項目は、町民の多くの方が体験しています。本来、一般廃棄物収集運搬は市町村が行うのが原則であるが、市町村でできない場合において許可を与えて、その業務に当たらせるものである。しかし、その業者の上記の項目に該当することをしており、町民は迷惑を受けているので、ここで業者の数を増やし独占状態をなくし、町民の安心と利益を得るために、署名運動を行うものである。

署名簿は、次ページ以降、以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、この要望書をですね、受け取って、今、担当課長が朗読いたしましたんですけど、現状の中において、どのように感じましたか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、今、紀北町の現状について、また先に述べさせていただきます。

し尿汲み取り運搬につきましてはですね、当町では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、市町村で先ほどおっしゃったように行うのが原則であります、市町村で行うのが困難である場合は、一定の要件を満たした業者に対し、町が定めた一般廃棄物処理計画に基づいて許可を与えることができる。現在、当町においては2社の業者に許可を与えて業務を行っているところでございます。

浄化槽の清掃業につきましても、浄化槽法に基づいて一定の要件を満たしている2社の業者に許可を与えて業務を行っているところでございます。町の考え方といたしましては、当町の定めた一般廃棄物処理計画に従いまして、既存の許可業者により計画的、効率的、かつ適正円滑に実施しておりますが、住民からし尿汲み取りに対する苦情等があれば、町から許可を与えております許可業者に対しまして、苦情に対する聞き取りなどを行い、場合によっては指導も行っていきたいと、そのように考えております。

このことにつきましてですね、先ほど要望書もあがっておりましたが、このことにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法及び紀北町し尿処理条例及び紀北町し尿処理条例施行規則等を遵守いたしまして、慎重に対応していきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

ちょっと待ってください。質問とさ、町長の答えとがさ、違っておるで、この要望書に対しての、町長はどういうように受け止めたかということの質疑であったように思うんで、それを先に答えてください。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げましたように、苦情等があればですね、町としては許可を与えている業者に対して、指導をしっかりとやっていかなければいけないと、これが基本的な考え方でございます。

そういった中で、この要望書に記載されているようなことがですね、現在、当町にあるかと言いますと、特に今現在ではですね、担当課から聞きましたところ、そんなにもないということでございます。ただ、汲み取りはどこに依頼したらいいのかとかですね、何日も来てくれないと、そういった問い合わせはあるとお聞きいたしております。

そういうことで、こういったことが現実にあるか十分調査してですね、もしこういうこ

とが事実であれば、やはりサービスの向上、適正な住民等ですね、接点を持っていただくように、町としてはやっていきたいと思えます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今ね、町長答弁いただいたんですけど、議長から指摘されるまでの答弁は、確かにこの要望じゃなくて、許認可権者としての立場の答弁であったように思えます。だから、2番目に質疑受けたのが、現状、この要望書に対しての答弁をいただいたように思えます。

その中でね、町長、そのなかったように思うとか、いろんなことを今言われておりますけど、やはりこの要望書に対しての署名は、ここに533名の方々の署名を付けて要望書を提出していると思うんですが、そのところはどうか。確認していますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

要望書が533名ということですね、おそらくこの表題の趣旨に賛成した方がいるのであろうということは、やはり要望書に署名されて、印鑑等も押されておりますので、その分は真摯に受け止めてまいりたいと思えます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね、町長、この要望書も要望書の中の署名は確認していますね。ということは、町長はいろいろな問題に、ここに7つの項目に関しては、ないというような認識でおられると答弁でしたけれども、やはり、このね、533名の署名を添えての要望書ですから、事実ないということはないと思えます。実際、私もですね、この紀北町合併してから初めての町議会の選挙に立候補させていただいて、議員にならさせていただいた第1回目の一般質問での通告内容は、このし尿の問題から私も始まったということは、私認識しております。

それに対しては、このコメント1. 2. 3番まででは、そのときの質問の内容と一緒にそのようなことかなというような要望書が、そのままあがっております。だから、やはり町長、このあれから約、僕が質問してから7年経ちますけど、7年経った今また、このような要

望も出てきた。一応、鎮静化になっておるのかな、業者あれからしっかりやってきておるのだなという、思いの中であったところ、こういう要望書が出てきたということは、やはりまだ7年前の質問に対しての不満が残っていると、町民の皆さんには。

そして、ましてですね、この署名は私は短期間のうちに、こんだけ集めたということを知っています。しかし、時間もあっていろんなことがあればね、やはりこの署名数というのはもっと膨らむと思うんですね。そこのところ町長、どういうふうにとらえますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員もですね、質問されたのも覚えております。そういった意味で、やはりこういった要望書の中へ署名されるという方がいらっしゃるということはですね、こういった表題に対するサービスですね、不満を持ってみえる方もいらっしゃるということでございます。そういうことから申し上げますと、許可を与えた紀北町といたしましてもですね、やはりそれらの業者に対して、適正な業務運営をしていただくように注意喚起をしながらですね、指導していくべきだと考えております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、この要望書の中の7番目にあたりますけど、汲み取り業者が海山区、紀伊長島区において各一社しかなく、独占状態だからサービスが悪いと考える。もう一社ぐらいいあると町民は安心できるというところなんですけど、町長のこれからのですね、し尿汲み取りの行政の中の責任者として、どのような考えを持っておられるか、ちょっと答弁をお願いします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは一般廃棄物処理ということでございまして、市町村しっかりと取り組んでいかなければいけないと、そのように思っております。そういう中で公衆衛生の向上とですね、住民へのサービス、これを図ることが、まず許可業者に対して義務付けているところがございますし、また、紀北町といたしましても、一般廃棄物の処理計画に基づきましてです

ね、既存の許可業者により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、また処理を計画的、効率的かつ適正円滑に実施しているところがございますので、そういった部分をですね、もっとしっかりとやっていくのが、我々の責務ではないかと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そういう答弁の中でね、一般許認可権を与える町長の立場というのは、大変本当に難しいところもあると思います。既存業者のこともあり、また新業者の許可権に関してはですね、いろいろとまた考えが違うところもあると思いますけど、町長ね、今のあれに添えてもう1点だけ質問します。

この要望書の方が役員になっている、一般廃棄物収集運搬許可申請の不許可処分に対する抗弁書というのも出てますよね。それに対してはどういうような考えを持っておりますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、先ほどもお話をさせていただいた中にあるんですが、一般廃棄物処理計画というのが紀北町にございます。それに基づいてですね、今、我々としてはその許可を与えておりますので、今、一般廃棄物処理計画をですね、現状の時点で変えるというのは、なかなか難しいんじゃないかと、今の現状でですね、紀北町の。考えているところがございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この抗弁書を見ておるとですね、一度申請したけど不許可になったと、その不許可の理由は納得いかないと、きちんと法律に照らし合わせたような抗弁書をきちんとくださいと、どこが悪いのか、どこがどうなんかという指導も入れたようなことの抗弁書だと思うんですけどね。これを今度は、また実際このまま進んでいきますと、やはり申請者とですね、紀北町の中で、また裁判にもならないかというような、私は以前にも言ったように、この同じ町内に住む方々とのね、いろいろな問題点の裁判というのは、私は何もプラスになら

ないと、両方ね。その中で、町長これ穏便な形ですね、町民と、町にも良かれ、業者も良かれ、そこを行政が中に立ってきちんと不満のないような町民の不満、苦情のないようね、また業者が今まで大変本当に頑張ってきてくれたと思います。業者の立場に立ってもわかるんでね、そののここを町長、また、この中に入ったというか、行政としての立場上のね、説明をきちんと申請者にも話して、そしてこの要望書にも答えるべき、またはっきりとした答えが出るように指導、また町民にも、し尿の汲み取りに関しては業者にもこうやっているというようなわかりやすいね、また考えを何か広報か何かでね、知らせてやっていただいたら、町民もまた不満、苦情も減り、また安心するんじゃないかと思いますが、どう思いますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この抗弁書出されている方ですね、そういった方にも、今までもいろいろな中でお話はさせていただいております。より一層ですね、そういった紀北町の実情も話しながら、お話もさせていただきたいと思えますし、また、町民の皆様に対するですね、こういった7番まで書かれているような事項につきましてはですね、十分実態を把握いたしまして、業者等も交えてですね、私のほうからきちっと自らですね、しっかりこういった要望書も出ていることも伝えながら、サービスの向上に努めていただきたいということを、お伝えしたいと思えます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

特にね、町民としては、やっぱり汲み取り料の単価ですね、単価をやはり量と単価をきちんとわかりやすいようにしたっていただいたら、納得するんじゃないかなと思えます。

その中で、良い方法ですね、一度、私もこれ初めての申請に絡んだいろんな問題でございますので、今回この質問いたしたあとのね、流れをまた一回見やせていただきたいと思えますので、しっかりそののここは業者にも指導なりをしていただいて、やっていただきたいと思えます。そういうことでこの一番目は終わります。

次に、2つ目の防災についての避難路、避難施設についての進捗状況についてであります。私はこの問題に関しては、東日本大震災の教訓を風化させてはいけません。また、風化

によって防災の避難路、避難施設の整備の進捗を遅らせてはいけないと思っているので、自主防災会から要望が出ている 269件が完了するまで、定例会での質問をしていきたいと思っておるので、町長、嫌がらずに答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、その自主防災会から出ている 269件の要望に対しての避難路、避難施設の整備の進捗状況を教えていただけますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったように自主防災会からいただきました要望件数、昨年度と今年度追加分含めると 269件ということですね。また、随分と増えております。このうち避難路の新設整備87件で、今年度末において47件が完了する見込みでございます。国、県への9件の要望を含めまして、進捗率は約65%となっております。以上です。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、一言ね。私この避難施設の、私の避難施設という質問はですね、場所、いろんな場所がありますよね。私どものいうた名倉地区なんかね、もう本当に被害に遭われる大の場所でございます。そういう場所において、避難施設というのは一週間ぐらいの食料の備蓄ができて、それでその津波災害にあったときは、もう家が流されます。そういうことの中で、一週間ぐらい過ごせる兼用した施設ということで、理解をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、そういう中で、海山区ではですね、特に島勝に対しての要望はどのように対処しているかと、この地区はですね、議員さんがいない地区でもありますが、どのように島勝地区の皆さんの意見や要望の聞き取りをしているか、ちょっと教えていただきたい。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長のほうから答弁いたさせます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。昨年ですね、自主防災会のほうから要望いただいでですね、その中で島勝の自主防災会の会長さんと話し合いしながらですね、進めてきておるのが現実でございます。それとですね、今年度、島勝のほうにも避難路整備と、それとソーラー施設を設置するというふうなことで、予算はあげさせていただいております。以上でございます。

6番 入江康仁議員

いやいや、だからさ、要望は何件あって、何件ぐらいまでやられておるのか。

五味啓危機管理課長

はい、島勝のほうの要望は10件ですね。10件ございまして、7件ほど要望のほうはお応えさせていただいたというふうなことでございます。

6番 入江康仁議員

完了済みということ。

五味啓危機管理課長

はい、今年度実施するものもありますので、はい、少しのところだけ。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そのままの質問を矢口地区や白浦地区ですね、白浦地区。そこもどのようになっているか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課長から、また答弁させます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。矢口浦地区でございますけども、矢口浦地区につきましてはですね、14件ございます。14件ございまして、7件要望に応えさせていただくとですね、今年度実施

予算で計上させていただいておるといふようなことで、今年度終了時点で7件が終了するということでございます。

それとですね、次の白浦でございますけども、白浦につきましてはですね、9件の要望がございまして、6件ほど完了というふうなことでございます。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

特にですね、海山も長島もそうなんですけど、紀伊長島。やはり議員が輩出していない地区はですね、やはり行政側でいろんな特別な配慮をしながらですね、要望や意見を聞いて進めていってほしいと思いますので、町長、その配慮についてどうですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にいろいろと議員の皆さんがいる地区、いない地区ということではなしにですね、本当にやっぱり危険なところですね、やっぱりそこらにつきましては、十分現場、住民の方とか自主防災会の方とお話しながらですね、できるところから取り組んでいきたいという思いでございます。そういうことでございますので、どんどん担当課もですね、自主防災会、地域へ出ていただいて、それらの整備を進めていくように努力してまいります。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でね、紀伊長島地区においてもそうなんですけど、海野地区、中ノ島地区、長島地区には議員が出ていないが、ここは本当にね、人口の密集している長島区も入ってます。そういうところで、自主防災会を通じてですね、どのような要望の中で進めているか、ちょっとお聞かせください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

危機管理課のほうから、また答弁させていただきます。

平野倅規議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

また、先ほどのような形で報告ということでございますか。先ほどのような形で件数ということですか。すみません、ちょっと探しますのでお待ちください。

失礼しました。海野地区でございますけれども、海野地区からはですね、7件要望がございまして、4件の完了でございます。

それと長島地区というとはですね、非常に多いわけですが、それぞれのすべての地区が。

6番 入江康仁議員

大きなところだけ、議長いいですか。

平野倅規議長

はい。

6番 入江康仁議員

そんならそこはね、岡ノ上とよく言われる。岡ノ上。そして百五銀行跡の記念碑山へ登るところですね。それで三銀の前の山のところ、ここが大きな津波の避難路のところだと思うんですよ。どのような進捗で進んでいるか。

平野倅規議長

課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。岡ノ上というとはですね、宮本自主防災会のほうだと思うんですけれども、ここにつきましてはですね、7件ほど要望がございまして、そのうちですね、4件が完了でございます。完了、または今年度完了予定でございます。

百五銀行のとはですね、12件ほどの要望がございまして、そのうち3件ほどが解決済みなんですけれども、ただここはですね、急傾斜のほうの事業がやっておりますので、そこらしでですね、完成すればかなりの完成に至るというふうなことでございます。

三銀前もですね、やはり新町自主防災会というふうなことでございます。以上でございます。

6番 入江康仁議員

自主防災会はわかっています。どういう要望の中で進捗状況。

五味啓危機管理課長

やはり三銀のところはですね、裏のほうのですね、三重県の急傾斜事業がやっているというふうなことで、それが完成すればですね、そこらしでかなり、先ほども申し上げましたように、要望の中で対応できるんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、中ノ島のところですね。中ノ島地区につきましては、4箇所のうち2箇所というふうなことで、今年度終われば2箇所完了というふうなことでございます。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の答弁の中でですね、前から言われておるように、岡ノ上というのですか、ここと百五の裏側ですね、裏。跡地の裏の避難路、三銀前は今は県のほうの工事やっておるということで、完成後にということでもいいんですけど、この町長にも前回6月議会でも言ったんですけど、百五跡のね、町長、その記念碑山へ登るあの急なね、坂に付けておる避難路もわかるんです。あれは幅もね、見てみると50cmぐらいじゃないかなと思うんですよね。それでその狭い中で、あそこへ向いてたくさんの方が集中するということは、これも予測できます。だから、私はあのときに、その百五銀行跡にですね、避難タワーなんかをちょっと付けて、3階ぐらいの。そこから記念碑山へ渡れるような仕組みのタワーをつくったらどうだろうということも、意見として言わせていただきました。

だから、今の百五跡のね、あれは少数の方々は登れるかもわからないけど、今、高齢社会になっておる中で、あの坂は町長、登れると思いますか。どうですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このみならずですね、大変厳しい、高齢者の方に厳しい状況の避難路もございます。また、私はこの間の防災訓練のとき、あそこから記念碑山へ登りまして、そちらからみえた方の意見も聞かせていただきました。確かに厳しいというお話です。また、仏光寺の辺ですね、あの辺もやっぱり高齢者には確かに厳しい状況ではないかと思えます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だからさ、だからあなた自身も厳しいと思うんですよ。だから、あの避難路を改造するなり、滑らかなようなやり方でね、何か、たくさんもっと幅も広げて、何かできるようなことを、やはり考えるのが行政だと思うんです。これは長島の今の百五跡の記念碑山へ登るね、今、避難路ですよ。

もう1点指摘は、東長島でもこれが庁舎になるという旧長島校跡の前の秋葉山へ行く避難路もそうなんです。そういうところをね、私は早急にやらない意味がないんじゃないかと思えますけど、どう思いますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるような意味合いは、十二分にわかります。そういった中でですね、今、前々からご説明させていただいておりますが、そういった必要性は十分認識しながらもですね、今、ともかく上に逃げるためのですね、道をつくっているという状況でございます。そういった中で、ずっとこの避難路整備とかいうのは継続していくと思うんですよ。だから今、とりあえず急なものをつくっておいても、せっかくかけたお金もつたいないということもあろうかと思うんですけど、それをですね、いろいろ改善することがあれば、またやっぱりそれぞれの地域の実情に合ったような改善の仕方も、今後は考えていかなければいけないと、そのように思っておりますが、今、そういう厳しい中でもですね、上に逃げるということの手段をつくっているのが、今、紀北町の我々の現実でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それは、いろんな財政のこともあると思います。財政を言っておいたらね、私は紀北町の町民の生命、財産を守る立場の町長のね、責任が果たせないんじゃないかなと思うので、そこを十分考えていただきたい。

そしてですね、私は今回の紀伊長島区の自治懇談会のときにね、私は町長に言うたように、防災訓練に関しては、私ども名倉区は避難路の整備と避難施設の整備が進んでから、私はやるんだと、今の段階の防災訓練をやってもマンネリ化して、そしてまたどこへ逃げるかわからない施設が、避難路も何もできてない中でね、皆、これは名倉区民もそれぞれ今のある逃げ道は知っています。しかし、新しく今度はきちんとつくっていただいた避難

路、要望しているところはできたときには、それを目標にやっぱり訓練せなね、意味がないと思うんです。

そして、今回の紀北町の防災訓練は、もう何かマンネリ化しているみたいで、ある地区ではですよ、逃げるのはこちらなんだと、高速道路の横だと、これ出垣内地区なんだけど、今回の防災訓練は、あるところの一部の場所を指定して、ここへ集まってくれと、それじゃどこへ逃げたらいいんだというようなことでね、いろんな問題もあります。だから、やはりこの防災訓練もマンネリ化する傾向が強いなかでね、違うやっぱり変化をした防災訓練が必要かなと思うんですよ。町長、どのように考えますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

名倉区のほうがですね、防災訓練を行わなかったということなんです、これ自治連合会の会議でも、私はやっぱりそれぞれの今ある環境の中で、やっぱりそれぞれの訓練をやっていたかと思っております。今、議員が知っていると、地域の人、今までね、あるところは知っているとおっしゃいましたが、そこに至るまでも、例えば今まで10分かかっていたら、やっぱり7分にどうすれば縮めればええか、じゃ、今日はここを通過していたが、次はこっちを通ればいいのかとか、そういう工夫をですね、どんどんしていただきたいなと思います。

防災訓練にいたしましてはですね、今の自主防災会のそれぞれの訓練という、最初の参集訓練とか、そういったものはJ—A L E R T鳴らさせていただいております。それで家庭も設定、町ではさせていただいておりますが、それぞれの地区でですね、いろいろ工夫して毎回いろいろなことをチャレンジしながらやっていただいておりますので、それらはですね、各自主防災会、自治連合、自治会がですね、工夫していただきながらやっていただいております。例えば今回はこっち通った。じゃ次回こっち、タウンウォッチングやろうじゃないかという、いろいろな手段があると思いますので、そういった訓練をですね、この防災訓練の日のみならずやっていただきたいなと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

名倉区は特にですね、東南海地震、また伊勢湾台風ということでね、死者も出ておりま

す。それゆえにですね、この防災に関しては皆敏感なんですよね。そのことの中での名倉区の、私は自分の身を引くようなことで、極力自分の区のこととは今まで言わなかったけど、やはり紀伊長島町の時代、一番危険だって言われるのは名倉区だったんで、そのところ十分にまた配慮してですね、早急にやっていただきたい。そう思っておりますけど、どうですか、町長。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど1つ答弁がちょっと違っておりましたので、J—A L E R T鳴らしたって、J—A L E R Tじゃなかったです。町からの行政放送でさせていただきました。それと今、議員おっしゃるようになりますね、議員が住んでいる名倉区だけのことをおっしゃってないということは十分わかっております。そういったことで名倉区もですね、この9月補正で避難路工事1件出ささせていただきます。そういう意味からすると、議員ほかの地区のこともおっしゃっているように、十分町全体の避難路のことを考えたご意見だと私は思っております。そういう中で、1つでも早く、1つでも安全な避難路をつくっていくのが、本来だと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長の前向きな意見の答弁の中で、今回、この東日本の大震災は本当に我々世代のですね、本当に1つの大きなこの意識を、津波や自治に対する意識を与えてくれた、教訓になる災害だったと思っておりますのでね、この地区も東海地震、東南海、南海、いろんな三連動とかいろいろ叫ばれておりますので、もう本当にできる限り予算的なことは言わないで、早く自主防災会から言われた269件に関してはね、早く完了するように町長の意気込みの答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当に議員おっしゃるとおりでございます。そういう意味ではですね、我々災害関係、避難路関係、防災関係についての予算についてはですね、大変昨年、今年と億のレベルの

ですね、予算を付けさせていただいている中、議員の皆様にお認めいただきながら、整備をいたしているところでございます。議員おっしゃるように、今が最高の状態で整備できているとは思っておりませんので、これからもですね、どんどん地元の意見が最も大事だと思いますので、そういったところの意見を聞きながら、少しでも早く、1つでもできるところから、こういった補正予算も十分活用しながらですね、やっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この問題でね、1つだけちょっと漏れていましたんですけども、この中ノ島地区にね、町長、平成台というところがあるんですね。この中で今回注意報が出たときに、皆さんがちょうど海野に行くトンネルのところなんですね。車で来る人らは、やはり皆あそこへ逃げてきて、道路の端へ置いたり、いるんですけど、あの地区も今まで、本当にもうたくさんの方が住んでます。その中でですね、その地区の中が避難施設としてね、1つの加工業者がやめた冷蔵庫跡があるんだと、やはりそういうところだったら、一番いいということで、何とか町でも買ってもらえないだろうかというようなことは、これはまだ所有者と話しなきゃならないと思っております

けど、もしそういうようね、あれが出てきた場合は、また町長どのような対処を考えますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、そういった避難するような場所ですね、町全体としての。それ、本来早くしなければいけないと思うんですが、中長期的に考えていく問題ではないかと思っております。そういった私も初めてその冷蔵庫跡のことを聞きましたもので、そういったものにつきましてはですね、どういう状態なのか、どういうことをおっしゃっているのか、現場も見ながらですね、今後いろいろな問題に対しては、やっぱり検討をまずして判断したいと思っておりますので、その点をよろしくご理解をお願いいたします。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その件に関してはね、紀伊長島支所長がね、本当に朝早くから、その地区の人たちに呼び出されてですね、いろんなこととしてご尽力いただいております。地区の方々も本当にね、6時半や7時に起こして悪かったなというぐらい、支所長も頑張っておりますんでね、またそこはちょっとお褒めの言葉もやっていただいたらと思っております。よろしく願います。

次に、最後の通告質問であります、お魚らんど移転補償問題と海山インターチェンジについての質問をいたします。私はこの問題はですね、この定例会の冒頭に一般会計補正予算の訴訟費用に関してね、意見を述べさせていただきましたが、それに関連して、どうしてもこのお魚らんどの移転補償問題に関してね、紀北町のとった紀北町長の態度と、またその紀北町の関係職員のとった行動が許せないんですね。その理由は、何も知らない善良な事業者や紀北町の町民を陥れるようなやり方をやっているからです。

また、このお魚らんど移転補償問題に関しては、何を今さらという人はいるかも知れませんが、私はこの紀北町の一般町民の方々には、事実を見てからしかわからないと思っていましたから、海山インターチェンジの完成に向けてということを考えていました。紀北町町民の皆様ですね、現実に海山インターチェンジを利用している町民の皆様や、また尾鷲へ通勤している方々がですね、利用していると思っております。そのあの国道42号線をわざわざロータリーをつくってですね、渡られなくなっている現実ですね。これを実際に紀伊長島から尾鷲方面に向かって左側に入口をつければですよ、国道42号線を渡るロータリーなんかつくる必要なかった。ただ、土地の買収とこの移転補償に問題があった土地の買収、それで橋脚をつくってロータリーつくらぬ工事かどうか、10億円ぐらいかかるんじゃないですか。

ましてそういうようなロータリーをつくったことによってですよ、利用する我々紀北町民、またあの道路を利用する人たちは、あの海山インターがある限り、余分に右に曲がって、あのロータリーを渡らなあかん。いらん距離を走らなあかんし、ガソリンもいらんガソリン使ってせなあかん。そういうような設計をなぜやったのか。また、国の施策としてエコカーだかと節電とかよく聞くけどやね、省エネに対して、国が無駄な消費をするような施策をなぜやったのか。紀北町として、そこはどういうことでやったのか。だから、ここはですね、一般の方々何も知らない。利権という大きな魔物が存在するんですよ、町長。それは町長もよく知っていると思いますけど。だから一つひとつ今からちょっと質問して

いきます。

まず、移転補償問題の大きな問題となったお魚らんどという施設は、どのような紀北町の施策の中の計画であったのか。また、どのような国の補助制度の事業であったのか、経緯を聞かせていただきたい。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員のお魚らんどの問題にお答えをさせていただきたいとは思いますが、私もですね、その当時理事者でもなかったもんですから、なかなかきちっとしたことも伝わっているのか、私も忘れていた部分もございますので、お魚らんどはですね、もともと我々、当初引本漁港の近くにですね、建てられるようなお話を聞いておりました。それが漁協さんの関係だったか、どういう関係かちょっと理由はわかりませんが、そういった今の現在地のところへですね、建ったというようなことを議員のときにですね、お聞きいたしたと思っております。議員のときだったと思うのですがね。はい、以上です。

平野倅規議長

はい、どうぞ。

6番 入江康仁議員

答弁不足。あのね町長、それは十分僕はわかっておるんですね。あなたも議員やっていたことは十分わかっての質問です。しかしね、町長が変わろうが誰が担当課長が変わろうが、これはそのときの行政に携わった者、皆おったはずです。ましてここで課長級になるとる者もおるんじゃないですか。それを調べてきちんと僕も通告しているんだから、それを調べて答弁できるようにしていくのが、通告した私どもに対する行政側の答弁を得る町長としての責任になるんじゃないですか。議長、僕はそう思いますんで、ちょっと注意をして。今までは穏便にきましたんで、また穏便にいけるようにご指導お願いします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんね。先ほどのところ、私調べてなかったんですけど、水産業の振興のほうの基金か、そういう補助金ではなかったのかと思いますけど、その当時のですね、資料というのは今、持ち合わせておりませんので、誠に申し訳ございません。

申し訳ないです。私が資料持ってない。担当のほうでですね、担当のほうはもちろん、この春からですもんで、わかる範囲内で答えさせていただきます。

(「記事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、あなたはさ、わからん言いながらね、今、担当課長わかるって。それがそうや、行政というのは皆引き継いでいくんでしょう、誰が何かあっても。だから町長は議員もやっていたんだから、そういうような答弁をしないようにしてくださいというのね。だから、あなたは今度は逆に、この質問の通告がいつておるんだったら、調べておけよと、これはこんな質問出るだろう、多分ということはさ、あなた把握して指示していかなあかんと思う。それが町長の立場でしょう。議長さん、そういうことでちょっとご指導、またお願いします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないです。ここのですね、通告が補償問題と町長と裁判になった大きな問題であるか。

なぜ、国道42号をまたがなくてはならなかったのかと、前町長とか、いろいろあったんで、そこまで、申し訳ないですね。ただ、現場でわかる部分をですね、答弁させていただきます。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

どうも申し訳ございません。わかる範囲内です、お答えさせていただきたいと思えます。お魚らんど海山につきましては、平成7年度に農林水産省の補助事業として、地域物産展示販売施設として建設されたと聞いております。その後、平成8年度から展示販売許可方式で町が管理運営を行ってきております。その後、平成18年9月1日からは指定管理者制度を導入して運営しておったという経緯でございます。平成18年8月31日までは展示販売許可方式でございます。18年の9月1日から指定管理者制度を導入しております。

以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

だから、その平成18年度からね、その私言っておるのは、尾上町長も議員のときからちょっと知っているというような感じの中で、これ、引本のこの施設は海辺のところへつくるもんだと、そしてそのときの第三セクター方式かどうか知らんけども、管理に関しては、海山の引本漁協が引き受けてくれるだろうということだったけど、引本漁協から運営はできないと、

私ら管理ようせんと断られたんで、場所もこちらへ移してきたという経緯をちょっと聞いておるんですね。

そして、なぜ平成18年までは町のあれでなった。こちらへ移転した理由と、町の管理になって、急きよ、ここが補償問題にかかってくる大事なところなん。なぜ18年の9月に指定管理者までのことをせならなんだかということ、ちょっと聞かせてください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農林水産課長からちょっと経緯を。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

当時、国、県からの強い指導があったというふうに伺っております。その指定管理者制度をとらないと、補助事業としての目的は達成できないんじゃないかというふうな指導があったというふうに聞いてございます。以上でございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、平成7年度にこういう計画立ててやって、実施を、18年8月、約11年。18年8月だから12年になってくる。その間、そんなら紀北町、補助を使いながらも違法な行為の運営をやっていたわけですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

違法ではなしにですね、その直営方式ということで、許可方式をしていたんだと思うんですけど、私ちょっと、その細かい経緯わからないんですけども、指定管理者制度というのができましたよね。そういう関係もあるのではないかと思うんですがね、そんな感じだと思います。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

時期とか条文とかはつきりちょっと手元にはないんですけども、平成18年、17年か18年度に地方自治法が改正されて、それまで町の施設というのは管理委託といたしまして、そういった形でやっておったんですが、管理委託制度というものから、できるだけ指定管理者制度にですね、変えるようにということで、公募等の手続きをとってするようにというのが、法改正があって、おそらくその時点にですね、町で当時の。

6番 入江康仁議員

ちょっと待って、改正になったのは何年なの。自治法が改正になったのは。

山岡哲也副町長

申し訳ないです。17年度か18年度で。はい、すみません。ちょっと今の段階ではつきりわかりませので。

6番 入江康仁議員

ここが大事なポイントです。17年度じゃないんですか。

山岡哲也副町長

ちょっと今の段階ではつきりわかりませので、はい。

6番 入江康仁議員

そこをきちんと言うてもらわな、一番大事なとこや。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

すみません。平成15年に法改正されまして、3年以内に指定管理者制度に移行するよう

に。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

副町長、そういうような発言をするとね、皆、信用するわけよ。あなたと私では、あなたは学校出ている。副町長という立場でね、15年にしてもあなたは17年か18年、私はどっちかと言ったけど、信じるのは私信じてくれないよ。私たかが議員だから。あなたは役職持ったね、三重県から出向しておる副町長だから、そういう言葉通らないのが議会ですよ、間違いで。そこを言いたいわけよ。だから、公務員の言うことは正しいって言っても、皆間違いがあるよということを、ここで言っておるように、町職員も許せないよと言っておるのは、そこに私は重点を置いているんだから。間違いの発言は議会では通られないですよ。まして、あんた指名もしておらへんのに、横から手を挙げて言うたんやったら責任とらなあかんであんた、本当に。議長、しっかり注意しておいてください。こっちも言いたくないことまで言わんならん。

平野倅規議長

副町長、ちょっと言葉気をつけてください。

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

そやけどね、今、厳しく言ったけど、副町長、自覚してほしい。本当にそういうことなんですから。その中で、15年だったけど、そんなら18年というたら3年もなぜこれ放ってあったの。これはそれで先ほど言ったようにね、補助金制度に出す条件は別にこれをね、指定管理者があとから法改正になったからやれと、それやったら遡及適用になるでしょう。これからやることになったら、そういうように持っていくなさいよというのが、国のあれなんでしょう。こんなもんあんた平成7年にやったもんはやね、15年に改正して、その条例が変わったから、そうしろという、こんな馬鹿なことないでしょう。そんなんだったら補助制度の状況も皆変えやなあかんことになりますよ。そこはどうですか。そういうことなんですよ。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

平成7年当時はそういった申請の仕方、そういった補助でやっていると思います。それで、あとから法が平成15年に変わって3年以内に指定管理者制度へ、そういった制度でできたものであっても変わらなさいという意味合いではないかと思うものです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

町長、意味合いではええとか、あなたの感覚でも言うてもろたら困るんです。これは私はなぜかということ、裁判まで行っておるから、私はここきちんと詰めやなあかんのやと、その意味合いとか、あなたの感覚じゃないんですよ。それやったら私は副町長に厳しく責めましたけど、そうじゃない。あなたたちの答弁というのは、当然、法に則って、法に従ったきちんとした答弁をもらわな、補助事業の制度もなくなりますよ。そういうことの中で、私は答弁を求めているんです。

ということは、これから先に、この18年のこのあれをですね、指定管理者にされた意味合いは、なぜかということ、裁判所の中でもう出てくるじゃないですか。そこを十分注意してくださいよ、今度は。

平野倅規議長

ということでございますので、ちょっと責任を持って発言していただきたいと思います。

6番 入江康仁議員

これ、意味合いじゃないかと思うと言ったところ、きちんと訂正してくれやな、僕もできん。

平野倅規議長

はっきり言ってください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここにですね、法律的なもの持っているわけじゃないんで、きちんと答えられないんで、そういう答弁をさせていただきました。まず、農林水産課長のほうから補足していただきます。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

補足説明させていただきます。先ほどの指定管理者制度の法改正が15年にあって、その3年間の猶予のうちに指定管理者制度に移行せえというふうな話ではないかということでございます。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

これは大切なことなんでね、わからんのは仕方ない。だったら時間をいただいて、ちゃんと資料見直してから言いな。そやなかったら、こんな大事なことな、いいか。指定管理者制度に切り替えてもよろしいというのは出たかもしれん。せえという命令は出てないはずや。そこのとこ明確にせんだら、こんなもの町民騙すことになるで、わからんのやったら休憩を挟んででも正確な答弁を質問者議員にすべきだと、僕は議長思うんですが、どうでしょうか。議長に、これ議事進行ですからね、そういうことです。

平野倅規議長

議員の言うとおりに、正確な答弁をするのが理事者の務めやと思います。その点は、理事者も十分気をつけて、先ほどから言うておるように気をつけて答弁してください。お願いします。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ続けます。だから、今言ったように、どうしても変えよというもんじゃないから、3年間もしてきたわけでしょう。違うんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この結局、平成8年許可方式でですね、されたと、許可。7年に建って8年に入って許可という、先ほどそういうお話でしたね。そういう中で、もう直営にするか、指定管理に

するか、どちらかにしなさいということで、その当時の紀北町直営で、町が直接ですね、人を雇ってするか、指定管理にするか、3年以内に決めなさいというようなお話で、はい。

6番 入江康仁議員

いやいや平成7年と8年、そこの経緯。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その最初はですね、建てて許可して、あなたとこ許可するよ、売rinaさいよということだったんですよね。だから自主運営したり、テナント料もらったりという形だったと思います。そういう中で、その平成15年に法が改正されて、それから3年以内にですね、直営、町が直接。15年に改正されて、3年以内に直営にするか、指定管理にするかということで、国や県、そういった通達がきたわけですね。で、その中で指定管理者を選んで、方式のほうを選んで、業者の方にそういう指定管理をしていただいたという流れだと。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その前にね、町長、要は引本に建設するといったのを、なぜこの場所に建てやならなんだか、経緯を教えてください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、議員の当時もですね、これ、なりたてのころだと思います。平成6年に議員になったんで、そういう中で、その以前の議論はよくわかりませんが、我々が先ほど記憶の中で聞いたのは、地域物産展示施設をやるという中で、なかなかそれらが漁協レベル、水産業レベルではしにくいというようなことで、その当時のですね、町長が町のほうで、ではやろうじゃないかということで、地域水産展示販売施設でしたね、ちょっとごめんなさい、また言葉間違えるとあれなんで、正式名。地域物産販売施設ということでですね、建設されたと認識しております。

6番 入江康仁議員

いやいや引本からこっちへ移ったことを聞いておる。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、引本から、場所の問題ですか。

6番 入江康仁議員

第一はどこに建てようとしたかと、それは引本やろ。

尾上壽一町長

引本だと思います。

6番 入江康仁議員

それがこっちに来た、その経緯を教えてください。なぜここへ建てやならなんだか。

平野倅規議長

入江議員、これはっきりした答弁は、今出にくそうやもんで、この昼休み中に、ちょっと理事者側で今の入江議員の質問等いろいろの、これから質問するようなやつを、また想像してでもやね、先に答弁書を、またするようにお願いしておきますので。

平野倅規議長

ここで昼食のため、1時まで休憩させていただきます。

(午前 11時 57分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどはですね、いろいろ答弁に不備がありまして、誠に申し訳ございませんでした。

そのあと、休憩の間に少し調べさせていただきましたので、そのことにつきまして答弁をさせていただきます。

当初はですね、漁業協同組合が、事業主体となるような方向で計画されていたということでございます。これは先ほど答弁させていただきました。そのうち平成7年6月の海山漁協臨時総大会で、こういった事業が否決されたというような経緯があるとお伺いしました。町といたしまして、当施設は産業振興の面から考えた場合、必要な施設であるとの結論に達したということも、以前の職員の聞き取りで判明いたしました。そういうことで町が事業主体となる決断をしたということでございます。その後、国道42号沿線の現在地への建設、現在地は、もう今はインターとなっておりますが、その地への建設が決定されたということでございます。

また、その場所へ移転した理由についてですね、私は詳しくその当時理事者でもございませんでしたので、詳しくは存じておりませんが、前海山町長がですね、そういった場所選定については決断されたものと思っております。以上です。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その経緯等については、町長理解いたしました。ただ、その施設をつくってから、今度その利用者ですね、施設のね。その裁判になった、ここから大きな問題なんですよ。要は指定管理者に、指定管理者という契約に署名させて、そして奥山前町長のときですね、この移転をするために出ていってくれと、高速道路のインターがくるということでしたね。そのために、この施設から出ていってくれということから始まって、移転補償が国から1億3,000万円だったと思います。入ってくる中で、その業者たちに1円も払わなくてもいいんだと、そして無料で出て行ってもらおうということの中で、議会でも大きな問題になったと、その当時、町長も議員だったからよくご存じかと思います。

そういうような中で、また裁判になり、そしていくつかの経緯の中でですね、和解になった経緯があります。そういうところの質問はですね、もう時間もないので、次の12月議会にやらさせていただきたいと思っておりますので、議長、これで私の一応、質問は終わります。

平野倅規議長

これで、入江康仁君の質問は終わりました。

ここで、私が所用がありますので、副議長と交代させていただきます。

副議長、よろしく申し上げます。

家崎仁行副議長

それでは、議長に代わりまして、地方自治法第 106条第 1 項の規定に基づき、私が議長の職務を行います。

それでは、14番 中津畑正量君の発言を許可します。

14番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、9月定例議会一般質問を行います。

質問は、2項目にわたりますが、よろしく願いいたします。

過去にも何回か防災については質問してきたところですが、過日、9月2日に行われた防災訓練についてということで、町長、または担当課長の答弁を求めているところがございます。南海トラフの巨大地震、これについてはすでに津波高や、津波の到達時間、被害想定等々が発表されたところがございます。紀北町では、例年行っている防災訓練を9月2日に実施したところであります。結果報告は議会初日に報告されましたが、参加者が昨年を上回ったことは東日本大震災を意識された行動であったと思います。当日、アンケートを出していただきましたが、その内容を詳しくまとめ、住民の防災意識に応じていくべきだと考えるところがございますが、この集約をなされたのかどうか、その点をお伺いをいたします。

地域によっていろんな条件が違うと思いますが、次の3点ほどに絞ってお伺いをいたします。1つは、避難路整備、備蓄倉庫については午前中の質問でもありましたので、質問はちょっと遠慮しておきます。避難路整備についてお伺いをいたします。これについては現在、避難路の整備が至るところで自主防がやったり、町が手を貸してやったりしておるところでございますけれど、これについて、現在、進捗状況が大体62、63%という話が懇談会の中でも出ておりましたけれど、紀北町全体でいかほどになるのか、お教え願いたい。

また、津波避難の、自分のいるところから高台までの時間、ほとんど居住地からですが、自分の家から高台までの到達時間、これは何分かかったのかということでございますけれど、これはもう個人個人によって違いますけれど、大体、私も東日本の震災を受けてから、10分以内を目安に何とか住民の避難をできるよう、そういうところに避難場所も求めて考えてきたところがございますが、町長の考え方もそういうことであろうかと思っております。

また、要援護者等の問題につきましては、これは町内どこの自主防も本当に頭を痛める

といたしますか、心を痛めている問題でございます。朝から答弁もありましたけれど、この要援護者、これは消防団員や自主防や、そういう人たちだけではなかなかカバーでき切れない問題でございます。それだけに朝からの答弁でありますと、これから話し合っただけで地図化をしてというような話もありましたけれど、予算も持っておりますけれど、この要援護者の対策については、私は自主防、しかも住んでいる近くの人を集めて、プライバシーのこともありますが、全部、あの人は立ち居振る舞いができないとか、寝たきりだとか、そういうことは全部知っておるだけに、隣近所の人が声を掛けてるのが現実です。声掛けだけで終わっているというのが現実です。そういう意味では、避難についても車椅子を用意するとか、リヤカーを用意するとか、物干し竿で担架をつくるとか、そういうような手立てを近所の人でできればいいんですが、なかなかこれも高齢化でそういうところに、すぐできるような話ではなく、声だけ掛けて避難場所へ向かったというのが現実でございます。そういう点で、ここら辺については本当に具体的に言えと言われても非常に難しいかと思っておりますけれど、これからの訓練の中においてでもですね、手近に椅子に、前をこうロープをつないで両サイドから運ぶとか、簡易な格好で運べるような、近所の人助け合いというのが、これはどうしても求められる。それでないとなかなか消防や民生委員の人らなんかに、何とかお願いするといっても非常に難しいところがあると思っております。

病院通いの人の問題については、その方たちがどういうかと言うと、いつもこないして避難になると声をかけてくれて、ありがとうございますという話が出るんですが、その度に本当に心痛める問題として、何もしてあげられないというのが、率直な私の感想でございます。それだけに、今後、具体的に訓練なんかに問題提起といたしますか、どういうふうにして手助けしていくか、できるだけ、できる範囲でしていくのか、そういうことも、ただ避難場所へ逃げてくださいということではなくてですね、各地区の自主防にも提起していただきたいなど、そのように思っております。

それと、3つ目には、紀北中の避難訓練の状況を、是非、教育長のほうからもお示し願いたいと思っております。1番目の質問は以上で、また答弁のあとで再質問させていただきます。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防災訓練についてということでございます。議員がですね、今、おっしゃいましたように、今年防災訓練、大変多くの方にご参加いただきました。これはですね、ひとえに昨

年3月の東日本大震災の発生、また今年3月の内閣府及び三重県が相次いで発表された南海トラフで最大級の地震が発生した場合の津波避難想定等から、住民の皆様一人ひとりが津波が発生した場合の早期避難の必要性を感じとっていただいた結果だと、そのように思っております。今後とも高まっている防災意識を低下させることなく、より向上させるための防災啓発に努めていきたいと、そのように思っております。

さて、9月2日の防災訓練当日には、自主防災会によりまして、避難に関するアンケート調査を行いました。現在、アンケートは自主防災会長を通じて危機管理課に集まってきておりまして、集計作業を行っているところでありまして、9月14日時点で2,449枚のアンケートが集まってきている状況でございます。

アンケートの中身を見ても、避難路整備に関しましては、避難路が苔むして滑りやすいとかですね、傾斜が急すぎて高齢者が登るのは大変とのご意見もいただいております。町といたしましては、避難路新設ではなく、前者議員にもお答えいたしましたが、できる範囲で既設避難路の改良にも努める必要があると、そのように思っているところでございます。

次に、高台までの時間ということですが、津波浸水が予想される地区において、町が指定、または地区が指定した避難場所入口から500m半径内に、ほぼすべての住居が含まれることから、すぐに避難行動を開始すれば5分ないし10分以内の避難が可能との見方をしております。アンケートの結果を見ても、80%以上の方は5分以内に避難が完了しているとの結果も出ているところでございます。

災害時要援護者の皆様におきましては、10分以内に避難することが困難な箇所、そして危険な箇所もあるのが現実でございます。アンケートの結果を見ても、避難路登り口が階段のために、車椅子の方がそこから避難できない等、そういった具体的な指摘もございました。今後一層、要援護者の避難も念頭においた避難対策を模索していきたいと、そのように思っております。現時点でのアンケート結果の概要につきましては以上でございますが、引き続き集計作業をいただきまして、分析したデータを各自主防災会に示すことで、今後の防災活動にも役立てていきたいと思っております。

また、避難路の新設整備につきましては、87件の要望が出ておりますが、今年度末において47件が完了する見込みでございますので、国、県への9件の要望も含めまして、進捗率は約65%となっているところでございます。また、紀北中の訓練状況につきましては、議員からもご指摘いただきました教育長のほうより、答弁いたさせます。以上です。

家崎仁行副議長

安部教育長。

安部正美教育長

議員のご質問にお答えいたします。

紀北中学校は9月3日から新校舎におきまして、2学期の授業を開始しましたが、早速、9月6日に地震津波を想定した避難訓練を授業中に実施いたしました。訓練の内容は、避難場所を紀伊長島幼稚園付近から久賀坂登り口とし、1年生は屋内運動場、体育館横の避難通路から、2年生、3年生は正面玄関から目的地まで避難しました。避難に要した時間は、早いグループで3分30秒、最も遅いグループで7分6秒でした。今後におきましても、学校ではいろいろなケースを想定した避難訓練を繰り返し実施し、少しでも早く避難ができるよう計画を立てております。以上でございます。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

ありがとうございました。ちょっとアンケートの件についてはですね、アンケートをしていただいたけど、まあまあいろんな意見が出ておりますので、なかなかまとめるのも大変だと思いますけれど、大まかに言えば、やっぱりちょうど支援できる問題と、その自主防がやらなければならないといえますか、解決できそうな問題というものは、多々あるように思います。

そこで私、全体のアンケートを見ていないので、特に私ども携わった三浦での避難訓練のアンケートの中身を、ちょっとご紹介させていただきますと、避難路整備についてはかなりできていると、それで実際にそこへ逃げる時間が一番長いのが216人のうち15分以内が30人、216人のうち20分以内が7人、これにはちょっと愕然としました。10分ぐらいでは逃げられると私ども思っていたんですが、役員でいろいろ組長も含めて30人ほどでいろんな論議をしましたが、これについては、やっぱり何とか考えて10分以内で逃げるような格好、できるだけ短縮していかなくてはならん。ただ参加者の中には、いざというときには、もっと早く時間が短縮できるんじゃないかという意見も出ました。

そのようにアンケートの集約というのは、これはやっぱり町が支援する部分と自主防がやっぱりやっていかならんという、避難する住民の人にいろいろ話をしていかなくちゃならんということも多々あると思います。例えば、避難路の全体に共通する分としては、

昼間、夜間というのは大体大震災が起こるにしても半々の確率ですね。夜中に大きな地震が揺ったときには、どうしても足下、また危険な箇所、そういうところが懐中電灯を皆用意しておりますけれど、皆持って逃げる人ばかりではないということから、やっぱり要所要所にはソーラー外灯がほしいというのが、圧倒的にこのアンケートの中にありました。これはほかの地区でも同じだと思うんで、これは自主防で小さな500、600円のその明かりを点灯して注意喚起をするのか、町からの10万円いただく、そのあれからつくるのか、それはその自主防で決めるといたしましても、それがやっぱり一番多かったなど。

しかし、ほかにも要援護者の人を車で送ったらどうだとか、42号線については草刈りしていただかないと結構生えているよというような話から、それぞれの意見が出ております。ただ、本当に避難路整備はしてもですね、その明かりがないのはかなり問題だという問題意識を植え付けられました。やっぱり僕は備蓄倉庫もそうなんですけど、避難路があって初めて命が繋げる、そういう意味では今の65%の進捗率、これをできるだけ早くしなくちゃ、残った部分をしなくちゃいけないということから、何が原因なのか、そこら辺は地権者の問題なのか、予算の問題なのか、またそこら辺についてはですね、きちっと押さえていただく、今の時点で大体わかっていることありましたら、課長のほうからでも結構です。予算ということでもないんかもわかりませんが、地権者の問題も大きいんかなと思いますけど、高齢化でね、自前でやっているところ、高齢化で自前でやろうと思ってもできないところもあるし、そこは町にお力を貸していただきたいところもあるだろうし、そこら辺をきちっと分析してですね、返していかないかんのではないかなと思うんですが、課長のほうの答弁を願います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今、おっしゃられたこと、すべてごもつともなことでございます。そういう中で、我々としても早期避難路整備、改良をですね、努めているところでございます。残った分とか、今の問題点は、また課長に詳しくお話させていただくにしても、予算のほうはですね、前者議員にもお話させていただきましたが、議会のご理解を得ましてですね、大変スムーズに予算付けはさせていただいております。基本的にはですね、やはりその地権の問題もあるんですが、やはり急傾斜というところ、背面がですね、そういった部分のその付けにくいという部分、付けても危険じゃないか、設計ができないなという部分がありまし

て、そういった部分も多々あるのも事実でございます。そういった部分でなかなか進まないところというのもございます。そういった部分を危機管理課長のほうから、少しお話をさせていただきます。

家崎仁行副議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

それではお答えさせていただきます。

前からですね、いろいろな原因というようなことで話させていただいておるんですけども、やはり大きな問題としましてはですね、やはり個人の土地をお借りして避難路を整備するというふうなことでございますので、個人の方の、地権者の方の了解が得られるのに時間がかかるというふうなことでございます。そこらしがですね、解決できたところから整備をとというふうなことで、予算付けをさせていただいておるというふうな現状でございます。以上でございます。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

以前から地権者の関係は聞いておりました。ですから、町も危機管理もそうですが、少ない人数で何回も足運ぶのも大変でしょうがですね、地元の自主防災会の人に地権者の人にも入っていただいでですね、何とかこう協力お願いできないかという話もね、やっぱり強めていかないと、この話なかなか進みにくいところも出てくるかと思えます。そういう点で、ひとつ精力的にそこら辺は自主防災の方にも協力していただいで、この避難路、とにかく避難路をつくるということですね、第一義的にはもう本当に避難路しかないんですね。いくら逃げようと思っても避難路がなかったら命がなくなるわけですから、そういう点ではひとつよろしく願いいたします。

それと、避難時間の関係ですけど、これは三浦や道瀬、古里、海野なんかは割と恵まれているといいますか、周囲が山であるので避難路を付けようと思っても、割と簡単に地権者の了解を得てできるんです。ですが、長島でいいますと東長島、西長島、しかもこの海山区ではやっぱりこの相賀地区なんか本当に大変な場所だと、逃げるについては時間がどうしてもかかる。引本もそうだと思います。そういう点では町長もちょっと懇談会でも言われていたように、タワーの検討もしなくてはならん。高い建物があればそこへ緊急避

難ということもあり得るといような話もされておりましたが、全くそのとおりだと思います。そういう意味では避難路の整備というの一番強く求められるところだと思います。そのところは地権者にね、どうしても了解を得なくてはならん問題ですから、それを抜きに考えられないので、ひとつ危機管理のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それと、要援護者の件については、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、これはもうその地域の自主防災全体でみるというわけにはいかないんです。もう皆さんよく近所の人で、あの人は寝たきりになっているとか、足が悪いんだとかって、そういう方をよく知ってみえるんですね。それをみすみすそう置いていかなければならない、その心境というのは、非常に忸怩たるものがございます。そういう意味で若い人が多かつたらね、すぐ担架もつくれるんですが、そういう意味では本当にどうやってやったらええんやろなというのが、今、暗中模索の段階なんですね。おそらくそういう意味では要援護者に対するこの対策というのは、ほんまにこれから大きな問題になろうかと思ひます。具体的にやっぱりどうやってして避難させるかというね、してもらおうかというのが大変だと思ひます。

それと避難の場合、特に紀北中学校では僕もちょっと見せていただいたんです。学校出るところをね。だけど今、学校だけの避難ですから、これは町の9月2日の町民全体の訓練であっても、僕はほかのとはあんまりわからんのですが、三浦地区ではこの前もちょっと言ひましたけど、津波が来るぞ、逃げろ一って、大きな声でとにかく家で動転しておる人も引きずり出すぐらいの大きな声で、ほかの地区でもやっておられると思ひますが、そういう声出しというのはお金も何も要らないのでですね、特に中学生なんかは大きな声が出ますから、住民の人と一緒に訓練をして、学生だけでやると何起こったんやとびっくりするから、そういう意味では住民との合同の避難訓練というのもやりながらですね、声を出してとにかく大きな声で逃げるといところが、やっぱり危機管理のほうからもきちっと、こういうことで声を出してほしいんですとい話も入れながらですね、避難訓練。今までだったら、どっかへ高台へ逃げてくださいといだけでは、やっぱり助かる命も助からないといことにつながってくると思ひんで、そういう要望も訓練の前には入れてですね、是非、そこら辺を1人でも助けるとい気概を持ってですね、訓練であってもやり切るといような格好で、結構三浦ではね、それぞれ声出そうやなといような話もしてゐるんでできておるんですけど、それで紀北中にしても、三浦小にしても、西小にしても、一番問題なのは東や西、相賀小は新しいから地震では大丈夫なんでしょうけれど、ここら辺はやっぱり大津波、あの三陸のよう大津波ではなかなか、とにかく高いところへ逃げな

くてはならないということが前提というんですか、必要なんですから、ここら辺についても学校のほうでは何回もやっていると思います、訓練はね。そこら辺はできるだけ時間短縮できるように、いろいろ工夫しなくちゃならん部分も出てくるし、どうしても時間がかかるといふのだったら、本当に避難タワーをつくらなければいけないのではないかと、私も思いますが、町長いかがですか。避難タワーの要るような地区というのは、やっぱりある程度特定してくると思うんですが。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

避難タワーの問題ですね、特に山間部というのですか、山に逃げられないようなところ、平地で山の避難路まで遠いようなところに設置ということになるかと思います。そういう中でですね、本地地区もそれは高いやつをですね、また建てればよいと思いますが、今現在ではですね、この本庁舎、町民センター、中学校とかですね、いろいろ指定をさせていただいているようなところがございます。そういった意味合いから見ましてもですね、必要なところですね、今後、どうやっていくかという課題はございますが、今ともかく中津畑議員もおっしゃったように逃げるところをですね、まずつくるのが先だということやっておりますんで、そういった流れの中で、河田先生なんかもですね、常におっしゃるのは、3階へ、10mあれば避難ビルとしても使えるんじゃないかというお話もいただいておりますので、そういったこともですね、それでいいということではないんです。ただ、そういったところも活用できるというお話もいただいております。

また、静岡県の方ではですね、命山ということで空き地に10mほどの建築廃材のようなものを積んでですね、その頂上を平にして、それをタワー代わりに使っているというところもありますし、またそういったものをやろうと三重県内でも動きもあるみたいなので、いろいろなレベルのですね、津波も想定できますので、私以前にも申し上げましたが、小さな津波で命を100年、150年レベルの津波でですね、命を失うというのは大変寂しいことでございますので、先ほど申し上げたように避難訓練、常にですね、逃げるということを頭に置いていただきたいなと思います。

また、三浦地区につきましてはですね、川口先生にも入っていただいてやっていただいておりますんで、相当防災意識は強くて、そういったいろいろな議論がですね、地元の中でしていただいていると思っておりますので、大変ありがたいなと思っております。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

避難訓練というのは、やっぱり東日本の教訓といいますか、ハード面でね、田老地区というところもある、宮古の田老地区もありますが、万里の長城といわれておった堤防、大きな堤防、頑丈な堤防であるという過信でしょうが、それを打ち砕かれたというようなことから、ハード面ではもう駄目だと、ですから、本郷地区というところにおいては、1人の犠牲者しか出なかった。これはまず逃げたということで、そんな反省も何回か聞かされましたけれど、そういう意味ではもうこの避難訓練というのは、いかに早く逃げるか、町長言うておったように、いかに高く、いかに早く逃げるかというのが、言うたら命をつなぐ一筋ですから、そういう点ではもう避難路の整備には、本当に精力を傾けてですね、このできていない地区、いろんな事情がありましようけれど、避難路だけはどうしてもつくっていかないと、そこの住民の人は本当に不安でありましようし、全滅に近いような状態になってしまったんでは、本当に申し訳ないといつかね、避難路そのものはやっぱりあればね、いろいろこう工夫して急な坂でも何とか登って助かるように、動いていただけると僕は思うので、避難路の整備そのものはもう第一義的にやっぱり考えるべきだと思います。

ですから、散り散りバラバラに避難場所があつて逃げるとしても、二次避難では、三浦なんかだったら高速のあのサービスエリアへ皆が集まってくるとか、無事だったらお寺へ集まってくるとか、そういう手立てをもってですね、二次避難につなげて皆でこれから将来に向けてのその活動ができると、コミュニティとしての動きができるということで考えると、本当にどこの地区でも1人でもよく助かるように、この避難路の整備、これにどうしても抜けてはならんと思います。町長、そこら辺では、予算的なことでは地権者と話がつけばね、何とかしていただけると思うんですが、そこら辺の思いといいますか、そこら辺の町長の考え方を再度最後に聞いておきます。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりで、私も議員と同じような方向性を向いてですね、避難路については整備させていただいております。また、あと県の事業との絡みがございます。県の事業大きな中で避難路のあり方も考えていただいておりますので、どうしても進み方がです

ね、うちが今やっているような改修とか、そういった手当ではないし、急傾斜そのものの改修からも入っている部分もございますので、そういった部分、やはり1年、2年、3年というスパンでやっぱり考えていかなければいけない部分があるかと思います。そういう中でもですね、そういう工事中であれば代替えにどこへ避難できるのか、それは町もやっつけていかなければいけないとは思いますが、地域の皆さんもですね、今、中津畑議員がおっしゃったように、いろいろなケースを考えていただいて、いろいろな場所のことも考えていただいてですね、やっぱり避難というものを、もう自分の身にしっかりと付けていただきたいなと思います。以上でございます。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

先ほど最後と言いましたが、1つ紀北中学校のね、久賀坂への避難ですが、最短距離の一番安全な広い道が工事中のため使えなかったから、そういう意味ではもっと時間短縮はできるだろうし、ちょっと高台の道路ですから、大きな声を出せば住民の人たちも、いくら動転しておっても子どもたちの大きい声で逃げて、連れ立って逃げていただけるんじゃないかという思いもありまして、そういう意味では、今後2回、3回の訓練もあると思いますんで、たまたま工事中でね、あれは通れなかったわけで、そういうところでは毎回違う避難路を通して逃げる方もみえます。村の中にはね。そやけどそれは模索しておるんであって、できるだけ安全に早くということでの思いで逃げ道を考えて、こっちはどうだろう、あっちはどうだろうと、それも結構ですという話もしておるんですが、そういう意味では、本当に自主防災を中心にしながらどこの地区でもね、住民の人の命を守るという観点から働いてみえると思いますんで、ひとつ行政としてやるべきことは、やっぱりちゃんとできるだけ早くやっていくということで、お願いしたいと思います。

それでは、1項目、防災の訓練については終わります。

2番の住民税の申告についてということでお聞きします。この住民税の申告は国保や介護保険料に対して、随分福祉関係のね、料金に深く関係してくるものだと思います。この件をひとつどれぐらい認識もっているんか、課長のほうでも結構です、説明していただきたい。今年度の確定申告の際、税務署から今年から年金の受給者は、公的年金の受給者は確定申告が不要、必要がなくなりましたという通知が出ました。これについて、下のほうには小さい字で市町に相談してくださいということで書いてあります。これが悪いとい

うもんではありません、私は。ただどこを見て勘違いといったらおかしいんですが、アッ、もう申告せんでもええんやなというような感覚に陥って、確定申告をしなかった方が何人おったかわかりませんが、私の聞く範囲でも6、7人おりました。それでたまたま介護保険料が上がったために、盆前にその介護保険料に対する見方で注意して見ていたんでしょうか。無茶苦茶上がったよという話から、この確定申告をしなかったのも1つの原因といたしますか、適正なこの税、控除のすべきものをしてもらえなかったということが、1つの原因であったと思います。

国税のほうはね、国民の各種税負担も全然下のほうの市町が考える、担当しておるところまで考えずに、官僚機構というのですか、上からの実施する縦割り行政というのですね、これで全然市町のことも考えずに、所得税だけを考えたら、このとおりになんですけれど、それを受けた町民に対してね、住民税の申告はいかにあるべきか、そういう点でどのように対応するのか、お伺いをいたします。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民税の申告についてというご質問に、お答えさせていただきます。

平成23年分の所得税の確定申告につきましては、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。税務署からの通知には、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねくださいとの注意書きがありましたが、申告の必要がないと判断され、申告をされなかった方もおられるのは、議員おっしゃるとおりだと思います。

これらはやはり国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険について少なからず影響を与えるものでございまして、したがって、障害、寡婦（寡夫）、扶養家族の申告等をしなかった方につきましては、非課税限度額が低くなりまして、本来、非課税となるべきところを課税となり、負担が増えている方がいることも考えられます。住民税の申告につきましては、遅くなりましても申告することができますので、申告していただきますよう広報紙やケーブルテレビ等で広報してまいりたいと、そのように思っております。以上です。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

町長、おっしゃるとおりです。これの通知の今のやつはね。それでおそらくね、これ年金から天引きされる高齢者の方が多いだけに、こういう小さな字で下へ、市区町村にお尋ねくださいというのは。これは正解ですよ、書いてあるのは正解なんですけど、おそらくこの小さい字が見えずに大きな字の所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが目に入れば、アッ、もうせんでもいいのだなと、今までも非課税世帯だからいいんだというような思いもあった方もおもしろいでしょうけれど、今年からこの制度ができて、この申告しなくても必要ないというようなことで知らされたんでしょうが、ただ、担当する税務課あたりがね、そういう意味では、もう言うたら町のそういう町民の皆さんがいろんな控除の資格を持った人らもおるんですね。例えば、寡婦（寡夫）控除なんかもしていただけるの持っているけど、知らなくて前したままでそのまま済んでおるといふ方もおられると思います。そういう方たちにはやっぱり丁寧に親切に教えていかないといけないと思うんですが、課長のほうでは何らかの手立てといたしますか、広報、行政放送を通じて知らすのももちろん1つの方法です。ただ、そこら辺の考え方でね、わかりやすく町民の人に知らしていく、それが町民の人の生活を守るためにもなるんですね。わずか国民年金3、4万円の収入しかない人でもですね、そういう意味では大きく堪えてくるわけです。そのところは税務課長としても、やっぱりそこら辺はきちっと考えて、もうちょっとわかりやすい案内状を出すとか、是非、申告してください、そのときにはいろんな相談をしてくださいと、こういうことも起こり得ますというような話も入れてでも、案内すべきではないかと私は思うんですが、課長のほうの話も、直接町長はそこまでの話、指示はしてくれればいいけど、おそらくそこまでのあれはないと思うんで、担当課長のほうのお話も是非聞いておきたいと思います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうからも答えてよろしいでしょうかね。議員おっしゃるとおりでございまして、やはり特にですね、高齢者とかそういった方がある中で、町としては、やはり親切丁寧にですね、やっぱり対応していかなければいけない。それで担当課ともいろいろと相談いた

しまして、今ですね、そういった申告をすれば非課税となるというような可能性のある方をですね、課長と相談いたしまして、今、抽出中でございます。そういった抽出もしてきてですね、可能であると判断すれば、課長のほうからもですね、申告に対するその通知を、個別通知を出したらという提案もいただいております、それらを検討しているところでございますので、こういった抽出作業が上手く整いましたら、できるだけ議員おっしゃるように配慮のある対応をしてみたいと、そのように考えておりますので、私が答弁させていただきました。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は、もちろん天引きして特別徴収になっている方全員には知らしてもいいと思うんですね。この抽出できればいいですけど、そういう生活実態というものは、皆きちっと把握できますか、税務課で。ちょっとそれは無理じゃないんだろうかと思います。いろんな控除がある中でですね、臨時所得なんかもあったら、それは当然申告の対象になるんですが、そういう高齢者に対する天引きされている人は知らなかったらそのまま済んでいくんですね。特に介護保険が30%近く上がった。前後上がったという状況の中ではね、もうその関係だけかと思って諦めてしまう人もおるかも知れません。しかし、これはやっぱりきちっと申告に来ていただいて、これからも特別徴収であろうが何であろうが、とにかく来ていただいて相談してくださいと、それであつたら、やっぱり税としては適正なあれになりますよと、本当にこれは申告しないとね、公営住宅から保育所から、高齢者にとっては保育所はちょっとないでしょうが、後期高齢者医療制度、国保、もうそんなようなところに全部こう影響してくるものですから、そういう点ではね、本当に僕らもパッと見たところわからないような状態、それは高齢者の人にわかれということも無理だと思います。

この紀北、この広報の2号の中にも案内されておるんですね。案内されてはおるんですけど、この赤字で書いている税務署へ所得税の確定申告される方は町県民税の申告書を提出する必要はありませんと書いてあるように、アッ、そんなんやったらもういいのかと思う人もおりますし、何で必要ないのか、何でしてもらおうほうがきちっとしたシステムになるのかということを見るとね、やっぱり来てもらって、いろんな話をしてもらおうというのが普通だと思います。ここ去年ですか、一昨年ですか、税の申告は本人が必ず行って出してもらおうというシステムになって、顔を見ながらこう相談に乗っている状況でありま

すから、是非そこら辺は、忙しいといってもそこら辺は是非やっていただけないのかという話なんですけどね。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、全員という意味に関しましては、広報誌とかケーブルテレビで、それ2月号ということですが、再度ですね、高齢者の方にもよくわかるように、わかりやすく広報したいと思います。また角度をですね、少し変えて、そういった部分がわかりやすいように、転記しているのは、おそらくその税務署のほうから来たような文書の転記だと思いますので、それらをですね、もっとくだいてわかりやすいような表現方法を使えば、それらも担当課とですね、担当課に検討してもらいながら、再度、催告させていただくというような形をとってまいりたいと思いますので、高齢者にも理解しやすい広報の仕方をしていきたいと思っております。

14番 中津畑正量議員

課長のちょっと答弁。

家崎仁行副議長

尾上税務課長。

尾上公敏税務課長

お答えいたします。議員おっしゃるとおりですね、今年度の申告の広報につきましては、不親切な部分がありましたと思います。今後はですね、わかりやすくきちんとした広報に努めたいと思います。

家崎仁行副議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私がいろいろこう、長島区の中でも税務課の方ともちょっと話したんですが、海山区のほうでも何件かありました。この例からいきますと、例えばこんな方もございます。介護保険料の通知を受けて、あんまり値上げが大きいので、驚いて紀北広域連合と役場の税務課へ行ってみたところ、申告せんでもええという、してなかったということで、未申告の扱いになっていて、課税対象者で高額のランクに査定されていた。その結果、24年度の町県民税の普通徴収が3万2,000円からの額の減額ができたので、申告することによってね。

それで高齢者医療のほうの負担金は3割負担から1割負担になったと、これぐらい大きな差が出るような話もあるのかなと思うような話。

また、申告不要の通知であったのでせなんだんですが、ほかにも何件か、すぐ税務課へ来て申告し直したという方もございました。これは個人によっていろいろありますので、控除の関係もあって、課税が非課税になったというようなこともあって、それは個人個人で違いますから、その例はまちまちですが、本当に町長さっき言うたように、もう高齢者にもわかりやすいように、こういうことも起こり得ますよという、ですから、申告ください、来てくださいという格好の案内を、是非これからやってください。時効としては申告していたら1年と聞いております。してなかったらあと5年ぐらい時効としては期間があるようですが、あるからいいというものではないしね、そういう点ではひとつよろしく町のほうで、町民の生活を守る、お年寄りを、高齢者を守るという観点からね、是非わかりやすい説明をお願い、案内をしてあげていただきたい。

以上で、私の質問終わります。

家崎仁行副議長

これで、中津畑正量君の質問は終わりました。

次に、9番 奥村武生君の発言を許可します。

9番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

まずですね、私の質問通告書の中に、4番のところに資料とPT書いてあるんですけども、これはTPの間違いですので、よろしく願い申し上げます。海拔のことなんです。海拔の略字です。

それから、ご存じのように負傷等で議会をちょっといろいろと欠席をさせていただいているわけですが、各種いろんな方から、非常に疑問を呈されているというご指摘がございますので、ここに皆さんご存じのように、頸椎にこれで3回目のステロイドを打つてます。このステロイドは骨を溶かす強力な薬ですので、1年間に10本しか打てないわけです。そういう治療をしているということでもってですね、負傷しているということをご理解いただければと思います。それからなお、脊髄学の権威の日本代表の権威の名城大学の病院から、頸椎挫傷という診断書が出ておりますので。

家崎仁行副議長

奥村議員、本題に入ってください。質問に入ってください。

9番 奥村武生議員

1番、六価クロムを埋め殺した問題を質す。穏やかに申し上げますので、よろしく願いします。町長は六価クロムについて、規定以上のその数値の六価クロムを埋めてもいいという、埋めたわけですけども、現地に。その法律上の埋めてもいいという根拠をですね、ご存じだと思うんですけども、それを示していただきたいということと。

それから、これは田山のみの問題ではないのではないのでしょうかという、2点について、まずお尋ねいたします。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員のご質問にお答えをいたします。

紀勢自動車道荷坂トンネル工事における建設汚泥の不適切な処理について、現在、施工中の高速道路の盛土内には、六価クロムの土壤環境基準値を超過した可能性のある脱水ケーキとトンネル発生ズリを混合した土砂が点在して埋められております。この埋め立てられた脱水ケーキについては、工事施工会社が三重県の行政指導を受け、改善措置として、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版2011に定める措置に準じて、計画書に基づき還元剤の注入を行い、六価クロムを無害な三価クロムへ還元させ、より早く住民の皆さんに安心していただけるよう工事施工会社が工事を進めてきました。8月30日付けで、三重県及び紀北町に工事施工会社から還元剤の注入工事が完了したという報告を受けております。

次に、田山のみの問題ではないのではないかとということですが、私としても、この問題を大きく受け止めておりまして、町といたしましても、県と連携をとりながら、今後も監視を行っていききたいと、そのように思っております。以上です。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私が申し上げましたのはですね、このような対策をしたということではなしにですね、その1.5以上は特別管理、0.05以下については再利用可能であると、0.05からその特別管理に至るその1.5ミリグラムリットルですか、これについて、その還元剤を使用してですね、そういう処置をしてもええという法律をお聞きしたわけです。まず、そのことについ

てお聞きします。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、もう先ほど申し上げた土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版2011に定められていると考えております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長の答弁はですね、これは実は間違ってます、そういう法律はございません。これは過日、直接環境省で確認をいたしました。県庁で確認をいたしました。それで県庁というところは、その頭脳明晰な方がいらっしゃってますね、私どもは足下にも及ばないような知識を持っておりますし、悪く言えば上手く逃げるということが専門分野ですので申し上げますけども、ないですよこれは、法律上は。これはもう環境省でも確認をしておりますから、こういうことについて、町長はもうちょっと、町長自身はですね、この協定書に判を押す以上はさ、町長自身はどういう検証されたのでしょうか。学識経験者との話をされたとは思いますが、それをお聞かせいただきたいと思います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

法律がですね、実際あるかないか、このそういった基づくということで、ガイドライン改訂版2011に基づいて、この六価クロムは処理されていると思うんです。そういう中で、我々としては、今議員もおっしゃったようにですね、県の専門官のような方のご意見をお聞きしてですね、それに従いましてご説明を受けたような次第でございますので、我々専門知識の持っていない人間からすればですね、そういった県の今、議員もおっしゃったような、及ばないような方の専門官のお話をですね、信じて、我々としても、この今のやっていることについて、間違いはないと思っております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

今回のその高速で、会社名出すとやっぱりいろいろ支障がございますので、3社というふうな言葉使わせてもらいますけども、間違いを3つ犯しておるわけですよ。その辺の3つの間違いについて、そうですね、3つか4つの間違いを犯しておるわけですけども、その辺は認識されてると思うんですけど、ちょっと言っていたらと思います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3つか4つの間違いというのは、どういう観点からの間違いなのか、ちょっと今、そのご質問だけではお答えしかねますし、私、専門的な、先ほど申し上げたように、少し不案内なところもございますので、よければ議員のほうからご指摘いただきたいと思います。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

質問ではなく、議事進行にはならないですか。

家崎仁行副議長

まだ時間いっぱいあります。続けてください。

9番 奥村武生議員

あとが足らなくなってくる。

まずは中日本高速との協定書を守らなかったということですね。それから2つ目については、その大豊建設ですか、大豊建設さんからその内部監査によってこれは脱水ケーキを調査せないかんという指摘を受けたこと。それからその脱水ケーキの中に六価クロムが入っていたということを知りながらですね、数カ月間もそれを埋め続けたということ、これは私は大問題だと思っているんですよ。それから、県の調査が入るまでそれをひた隠しにしてきたということですね、そういう経緯を。水質汚濁防止法に基づいて県は定期検査に入ったわけですから。そのとき初めてそれがわかったという、とんでもない話なんですよ、実態的には。

それから、先般ずっと県とも話をして確認しておりますけども、この埋めてもいいと、還元剤を使用してアスコルビン酸を埋めてもいいという、その法律はございません、これは。考え方によっては、これは業者との癒着というふうにとらえても私いいと思うんです。というのはですね、私、三重大学、名古屋大学、東京大学等について専門家ともいろいろ

話をしてきたところですけども、いいですか、町長。アスコルビン酸によって還元を、三価クロムにすると、土壌の中でね。で、アスコルビン酸と逆の物質がまた土壌の中にいたときにですね、また六価クロムに戻るわけですよ。そういう性格のもんですよ。だから専門家はとるべきだというふうに言っているわけです。

町長、そのなぜ、これが0.05、それで0.05から 1.5以上というふうに3つに分かれているか、これは県からきている副町長ならご存じだと思うんですけども、なぜそのように区別されているか、法律上。それちょっとお答えいただければと思います。

家崎仁行副議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

大変恐縮ですが、勉強不足で、それは知っておりません。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

そういう状況の中でですね、専門家はその土壌の中で六価クロムになったり三価クロムになったり、行ったり来たりしていることは事実なんです。そういうことを是非認識していただきたい。で、将来、何か毒性のものでですね、障害が出る可能性が否定できないわけですよ。だから、この協定書に名前を連ねた方は、これは責任問題が将来生ずる可能性も無きにしも非ずと思うんです。その辺はガンとか誘発する可能性等について、非常に難しいですけどもね、これは、限定するのは。そういうことをしないために数値を定めているわけですよ。その辺については町長、万が一 1,000分の1かどうか知りませんが、出た場合はこれは責任を追及されることになりかねないと、田山のよく知っている、こういうことまとめた人もいらっしゃると思うんですけど、その辺については、町長の謙虚な気持ちをちょっとお聞きしたいと思います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

謙虚どうのこうのよりですね、まず覚書の中で、そういった無害化する対策をしてですね、それからその後も調査もしていくということですので、今現在ですね、水質調査等しておりますので、それをまず見守って行ってですね、もし、たら、と

いう話ですとですね、どんな話にも発展していきますので、我々としては今現実的に、その数値をですね、しっかりと確認しながら、その調査、検査をしていただきたいという方向でいくしかないのではないかと考えております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

その肝心のことがされていないんですよ。その六価から三価クロムに変わると、あるいはどのような環境状態の中で変わるのかという、その調べるためにはですね、その土壤の中にどれだけの三価クロムがあって、どれだけの六価クロムがあったということも、まず調査されてない。それからpHの調査されていない。還元値も調査されてない。もう肝心の3つがですね、調査をされていないんですよ。真摯に私の質問に対して、中日本高速さん答えてはいただきましたので、私はこのような言い方をしますけども、肝心のことが調査されてないと。

それから、あなたたちはそうおっしゃるけども、法律云々を。これは国の審議会で決まったことですよ、これは。今回のこの措置はですね、県と町と田山の指導者のやったことというのはですね、国の審議会を無視することなんですよ。無視した行為なんです。それだけはお伝えしておきます。

次の質問に入ります。先回、本庁舎にかかる問題で住民監査請求を行わせていただきましたけども、これは各種の事情によりですね、非公開とさせていただきました。それで、ここに無理に入ろうとした人がおって、それが1つの原因となってですね、先ほど申しましたような頸椎挫傷というようなことに至ったわけですけども、非公開であるにもかかわらずですね、誰がこの乱入者にですね、知らせたのか、理事者及び監査委員の回答お聞きしてですね、否定するならば、これは再度、検察庁に告訴状を不特定で出さなくちゃならないもんですから、真摯に誰が柳田君に、これあるよということを知らせたのか。知らせないのか、知らせたのか、理事者及び代表監査委員のほうからお答えいただきたいと思えます。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員の住民監査請求に対してのことなんですけど、私、監査のほうはですね、私の

部局ではないので、井上監査委員の方のほうにですね、答弁していただいたほうが適切な
んではないかと思えます。

家崎仁行副議長

井上監査委員。

井上寛監査委員

ご質問にお答えさせていただきます。ご質問の監査請求に伴う監査につきましては、紀
北町監査委員におきまして、原則公開と決めておりますが、平成24年7月19日に開催され
た監査の陳述につきましては、請求人から非公開での開催の申し出がありましたので、そ
の意向を尊重し、非公開の開催といたしました。

次に、監査の開催を誰が知っていたのかについてであります。監査の陳述の日は、
請求人の都合をお聞きし、監査委員で日時を決定し、請求人及び監査対象関係課（今回は
総務課）に通知をしております。また、誰が入ろうとした、住民に知らせたのかにつつま
しては、存じておりません。以上でございます。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

ハザードマップについてですね、平成18年か17年ごろ配布されたハザードマップについ
て、これどういう根拠に基づいてこのハザードマップは作成されたのか、ちょっとお聞き
できればと思います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このハザードマップにつきましてはですね、東南海、南海地震等に関する専門調査会、
平成15年9月17日において発表されたシミュレーションをもとに、東海、東南海、南海地
震が同時に発生した場合の津波に関するデータといたしまして、県内152箇所の津波の高
さや到達時間などについて計算し、詳細地形に合わせた津波浸水予測図を作成いたして
おります。

このことで、本町防災マップはこれを参考にいたしまして、東海、東南海、南海地震が
同時に発生し、マグニチュード8.7程度で海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤の施設
が機能しない場合として作成をいたしております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私も私なりに調べましたので、ざっくり結論申し上げます。これは河田先生を中心としたシミュレーションでございます。そういう回答が県からもありましたので、それをお伝えしておきます。

議長、次に入ります。南海トラフの破壊に伴う津波対策上の堤防について、TP 6 m以下の地区はどこかを示す地図について、一応、質問してあるものですから、ごく簡単に答えて、引本は特に何mでしょうかということです。おわかりになれば、建設課長ご存じだと思いますので、どちらでも結構です。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる引本のですね、TPのことなんですが、建設課長のほうから議員ご指摘のように答弁させていただきます。

家崎仁行副議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。引本の堤防高でございますけども、海拔4 mとなっております。以上でございます。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長にお尋ねします。東南海地震のその潮位高及び安政東海地震の潮位高を、ご存じでしたらご発表願います。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないです。その2つのやつの潮位高をですね、現在、資料持っておりませんので、よろしく願いいたします。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

じゃ、私のほうから申し上げます。東南海地震が4m、引本ですけどね。それから安政東海地震は4.7m、それから東京地震大学研究所の方の発表によりますと、名倉と錦の間にあった集落が安政東海で消滅をしていると、それからこれは推測の域を出ないわけですけども、白浦の人に聞くと大白浜公園にあった白浦というのは、本来、大白浜公園にあったと、それ多分、安政東海でやられたんじゃないかと、それで大白浜公園にあるのは大白神社になっている所以だということを地元の人からお聞きしました。これを申し上げたのは、私は2つの目的で申し上げたわけです。安政東海は東海地震と東南海が連動したものです。それほど集落が2つも消滅するほどすごい地震だったということを、私は言いたいわけです。

それから次に、2011年3月11日のプレートの破壊においてですね、多くの貴重なお命が失われたわけですけども、とかく問題になっております、その堤防の役割について、町長、一応、通告をしたわけですので、ご存じだと思うんです。それをよろしくお願いします。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

堤防の役割というのはですね、大変重要なものだと思っております。それがどのレベルの津波が来るかによってもですね、大変違うとは思いますが、現実には3.11のときにですね、当地方には1.7mの津波が訪れました。そういった無堤のところ以外はですね、堤防を越えることもなくですね、大丈夫だったと、そのレベルいろいろございます。また、ある程度の大きさでもやっぱり最終的には津波で堤防が壊されるにしても、その逃げるための時間を稼ぐ役割をしたというようなことも、テレビや講演等でお聞きいたしております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

もうほかに3点ぐらいあるんですけど、町長、副町長、あるいは危機管理課長ご存じないですか。三陸沖のアスペリティの破壊によって起こった津波に対して、その堤防がどのような役割を果たしたかということについて、町長の言っておることは4つぐらいある中

の1つなんです。それでほかに果たす役割について、ご存じの方がおりましたら、答弁願いたいと思います。

家崎仁行副議長

ご存じでなかったら、ご存じないように言うたってもらって。

山岡副町長。

山岡哲也副町長

度々すみません。勉強不足で承知をしておりません。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

これが実は、おわかり、勉強していただかないとですね、やっぱり町のまちづくりを進めるうえでですね、支障をきたすんじゃないでしょうか。私はそう思うんですよ。

であるので、あえて私のほうから申し上げます。先ほど町長がおっしゃられたこととともにですね、防潮堤や防波堤を乗り越えた津波は滝状になるなどして速度が落ち、津波の破壊力を低下させたということ、それから低下させることで浸水の深さや遡上高を低下させたということ、それから引き波の際に防潮堤や防波堤によるダムの効果により、これらがない場合と比較して引き潮の、引き波の速度を低下させたということだそうでございます。学者の、多分これは畑村先生だと思えるんですけども。もちろんこれらの4つの効果は津波の死者の軽減に貢献している。危うくその津波にさらわれそうになった人は、一旦は津波にさらわれたが何とか泳いだり、がれきつたい逃げきった人などは、上記の4つの効果に救われている可能性が高いということです。

それで、そのほか防波堤ない場合では、13.7mと計算される湾内の水位が8.2mとなり、津波の高さは4m低減できたこと、また遡上高は20.2mの計算値に対し、約10mの5割ほど低減できたことがわかっているということでございます。だから、堤防の果たす役割というものをですね、今後、十分検討していただいて、県のほうとか国のほうへ上申を是非やっていただきたいと、これは一議員ではできんことですのでね。それが住民の命と健康を守る町長のお役目ではないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございまして、そういったことに基づいてですね、引本、三浦も改善させていただいておりますし、他のこういった県の港湾ですね、これ直すべきところは直していただきたいし、また、県のほうも調べてですね、緊急性の高いところから随時こう修繕なり、強化なりしていくように聞いておりますので、我々としたら町民の命を守るということですので、しっかりと県のほうへはですね、要望していきたいと思えます。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

町長、ありがとうございます。先ほどの引本及び東南海地震の潮位の高さを申し上げましたけども、これはあくまでも海拔でしてね、満潮では大体80cmから90cm高くなると、それから東北のほうではですね、鮎川で1.2mの地盤沈下が起こっているわけです。そういうことを考えますと、引本のその4mの堤防というのは極めて低いというふうに考えますので、これは私は議員になってから、ずっと言い続けてきておるんですわ、実は。それで県のほうにもやっぱり町長も応援をしていただきたいし、それで後日で結構ですので、建設課のほうから、これ何回も質問しておることですので、どのような質問をして、どのように県は答えたということも、後日資料としていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、落石対策ですけども、落石対策について、紀北町の史跡というのはあまり残っていないんですけどね、尾鷲の史跡というのは尾鷲の公民館に随分あるんですよ。それで東京地震研究所も随分注目をしているところであるんですけども、その東南海地震のときの地元の、名前を出すと悪いですが、中世古さんという方がですね、当時39歳、昼休みが終わり仕事にかかろうとしたとき大きな地震が揺ってきた。大きな揺れで山が崩れ落ち、地煙で前が見えなくなった。こんなところにはいけないと思い、船で市場へ行きましたというふうにあるわけです。これは生の生々しい記録が随分載ってます、この中には。

町長、それでこれに伴い質問させていただくわけですけども、東北大震災で山崩れとか崖崩れが何箇所あったかご存じでしょうか、山岡さんでも結構です。県のこれ担当者です。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そちらのほうでどれだけあったかというのは存じておりません。しかし、いろんなとこ

ろであったとは聞いております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私のほうから申し上げますね、町長。やさしいでしょう、私。237箇所なんですよ。それでご存じのようにフィリピンプレートがユーラシアプレートの下へ潜り込むと、そして潜り込んだときに、その上にできたのが活性岩を含む日本列島なんですよ、実は。比重が軽いもんですから、上へ上へ上がっていくし、それで比重の重い太平洋プレートとかフィリピンプレートがどんどん下へ入り込むと、そういうところをきちっと地質を分析しないとですね、東北と紀伊半島とは違います、これは。であってもですね、やっぱりそういうプレートの成り立ち、日本列島の成り立ちからこの辺はそういう深層崩壊とか、あるいは崖崩れが起りやすい、あるいは過日の天狗倉山の一番大きい天狗倉山にある岩ですね。あれは数億年、下にあったもんなんです。数億年かけてあそこに潜ったということなんです。上がったということなんです。まだ上がり続けるそうですけどね。参考意見としてそれ申し上げておきますけども。

そういうふうに地震が来れば今の尾鷲の中世古さんのおっしゃられるように、崖崩れは必然的なんですよ。だから引本においてもですね、私は何回も申し上げますように、非常に急傾斜が多いんですよ。だから町長言われるように、より早く、より高いところへという山しかないわけですけども、この山は非常に不安な要素があると、かつて地元のことを随分工事をされた方も、私だったら天理教のところへはよう逃げませんよということをおっしゃるわけです。それから小学校の裏のほうもこれは崩壊する可能性が否定できない可能性があるんじゃないかと思えます。したがって、地質調査というのはですね、専門家を呼んで是非やっていただきたいと、地質調査について目を向けていただきたいと、急傾斜の。その辺、いかがでしょうか。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、この危険度、山の深層崩壊の観点からのテレビを見せていただきました。近いときにですね。やっぱりそういった今、議員おっしゃったようにこう押されてですね、斜めにこう上がっていったと、それで紀伊半島とかそういうものができたとか、そういう

話をしていました。必然的に滑りやすい状態が起きているということでございます。しかしですね、我々はそういう危険な地域に昔から住んでいる中で、知恵を絞りながら、どうやってこういった災害から逃れるかということをやっておりますので、それぞれですね、今、避難路を付けさせていただいているところもですね、そういった観点では危険という部分もたくさんあるかと思えます。

そういう中で、やはり毎回タウンウォッチや避難路を確認させていただいて、何箇所かを決めていただいておりますね、心の中で、そこへも行っていただいております、そういった状況も把握していただいております、より安全なところを選んでいただく、そういう方向をですね、やらざるを得ない地域でもございますので、そこらへんはご理解いただきたいと思えます。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

引本のその住民の皆さんのお話ができるのはですね、堤防が不完全だと、奥村さん、その家は仕方ないと、堤防ができてないんだから。とにかく命だけは助けてくださいと、避難する道を完備してくださいという人が、私のところへ何人も来ておるんですよ。だから、私はそれを受けて議員としては発言をしておるわけなんです。その辺を是非鑑みていただきたいということ。

それから、基本的にはもう引本の場合ですね、山へ直接、その一定の安全の地質調査をしていただいております、そして安全な橋脚をですね、2本か3本架ける以外にもう山崩れからは安全な避難というのは、私はできないと思えます。このことは言っても町長はまた否定されると思えますので、回答は求めませんが、引本選出の議員としてこれは強く要望しておきます。

それから、次に時間もございませんので、今回の問題でやっぱり皆さんから出てくるのはですね、避難道へ逃げる道において、その土地を塞がれる家屋があると考えられると、この辺については、やっぱりどうして行くのかと、その辺についての問い合わせがありますので、これについていかがでしょうか。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その心配もですね、もつともだと思えます。奥村議員のご質問、避難経路ということで

すね。特に今、危険であるが山に逃げざるを得ないという状況の中で、それまで行く間もですね、大変危険だという、それはよく存じております。当町においてはですね、昭和56年以前の建物が大変多くあります。また、それが空き家になっていてですね、手も入れてない。そういう家屋もございますので、そういうものも含めて、タウンウォッチングをしていただいてですね、どういうところへ逃げていただくかという、この間、私たちも職員
の訓練ございました。

そういう中で、相賀の避難路まで逃げる中、そういう話もしながらですね、帰ってまいりました。そういう中で、果たしてその家の中、道路を通れるのか、いやむしろ堤防のほうが高くて、その家が崩れないから、そこのほうがいいんじゃないかと、いやいや津波が来たら怖いよなとか、そういう話もしてきたんですが、そういう意味からしましてもですね、議員おっしゃるようなことも把握していただいて、やっていたかなければいけないし、そこをですね、倒壊を防ごうと思ってもですね、もう住んでない方もいらっしゃる。これも事実なんで、ただ、どうしても危険なところの塀とかですね、あったらもう地権者の方ともお話ししなければいけないと思いますが、地権者がですね、なかなか確定できないような部分もございます。そういった意味からすると、やはり避難路の問題と一緒に、いろいろな経路を考えていただくことが大切ではないかと、そのように思っております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

名指しで、そこの持ち主の家を言うということは、議員の職権を越えておりますので、私は申しませんが、住民の皆さんからは、例えばこの間、天理教のところへ逃げる人が少なくてですね、学校のほうへ逃げた人が多かったというのも1つの例でありますし、それでもう1つは、もう1箇所のところは非常に前へ、これは中原氏のとよからのあれですけれども、前へ倒れて道を塞がれるんじゃないかと、東北のようにね、30分も40分もあればですね、これはまた別の話になりますけれども、もうわずか4分以内で逃げきらないかんというような状況のときにですね、これはやっぱり方法があると思うんですけれども。

ある町ではね、町長、条例をつくっているんですよ。条例をつくってそこを買い取ってですね、そして家を崩して土地を町にもらうという条例をつくったところがあるんです、実は。そういう方向も1つの選択、危険なところについてはね、選択肢の1つではないかと思ひます。その条例等についてご検討いただくことは、ご無理でしょうか。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった条例があると伺っております。しかしですね、個人の住宅、うちのように空き家が多い中ですね、こういった条例を町のお金を使って個人の住宅を解体していくというのはですね、大変難しい話ではないかと思っておりますんで、それぞれのこれから、この条例も見せていただくと、25年の1月1日にできたところもあると思います。そういった状況もですね、勉強はさせていただきますけど、現時点の考えではですね、個人住宅をなかなか難しいのではないかという、感想を持っております。

申し訳ない。訂正をいたします。25年1月1日施行ということでございます。読み間違いました。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

松島の避難、松島地区の避難について、全員署名を私と入江議員の間で連名で届けておりますけども、松島の避難場所については、どのようにお考えでしょうか。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

距離的にですね、どちらへ逃げても大変距離のあるような部分のところもありますが、それらもですね、先ほど前者議員に申し上げた半径で考えますと、そういった中にも入ってまいります。そういった中で、どちらへ逃げていただくかというようなこともですね、その住民の皆様、松島のみならず各地区の人が考えていただきたいと思ひますし、また、そういった部分の中で、改善、改修、新規をできる場所があれば、考えていきたいと思ひます。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

具体的に、その中でですね、町長もちょっと考えを改めてもらわないかん部分もあるわけですよ。というのは、仙台の鮎川では何回も申しましたように、観測地点のある鮎川か

らその震源地、一発目のプレートの破壊が起こったところまでは 136kmです。それで到達時間が35分です。ところが、ここは新たにまた発見されましたよね。大きな断層と、それからそれと分かれた枝の断層が前回、1週間ぐらい前に発表されたところですよ。新熊野沖45kmぐらいの地点だと思います。だから地震が揺ったら、もうあつという間に津波が来るということを確認しなくちゃいけないのです。そうなった場合に家は耐震をしてない。だからこの間もテレビ出ていましたけど、小さな子どもさんがいらっしゃるところ5分かかっているんですよ。逃げる間に後ろから津波に飲み込まれるという可能性があるわけですよ。

いわゆる、その地震が起こって、地震がおさまってから津波が来るわけじゃないですね、地震が起こって津波が間髪を入れずに起こるわけですから。だから、私は松島の人には寺の、一旦寺の境内に逃げて、寺の境内の横から学校整備した学校の裏のほうへ橋脚をつくって、そこから逃げるようにしていただきたいと、松島の人全員署名を集めて入江さんと私と出しているわけですよ。これについて該当の寺とは交渉されたんでしょうか、危機管理課は。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個人的な名前が前面に出てしまったんで、答弁は差し控えたいとは思いますが、我々もですね、いろいろな地域の住民、檀家の皆さん、それから私も二度三度とですね、現場も見せていただきました。そういう中でですね、大変、今の段階では厳しいのも事実でございます。そういった意味でですね、これからもいろいろと検討をしてみたいという答弁で差し控えたいと思います。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

ありがとうございます。一旦、議員というのは確信を持って決めたらですね、これ最後までやり抜かないきませんので、永平寺及び東京の宗務院とですね、この問題について具体的な話を進めておりますので、中身はお伝えいたします。後日。

それから、長浜ですけども、町長、うちの場合はですね、何カ月も避難生活を送る場所というのはないですよ。その辺については事実だと思うんですけども、津波に浸かって避難すると、そうすると家がグシャグシャになっておるしトイレも使えないと、だから1

カ月ないし2カ月ぐらいは合同でも避難生活をするような場所がないわけです。と思うんですけども、特に引本はないんですね。その辺で町長、それはご存じですよ。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる津波のレベルがですね、どういったレベルかにもよりますけど、我々、今整備しているのがですね、一時避難所の整備でございます。それからですね、その後、2次避難所として、例えば先ほど申し上げましたけど、津波のレベルによって生き残っている施設というのが、いくつか出てまいります。そういったところへ避難していただく、だからその津波のところのその地域に、今やっているのは地震だ、津波だ、さあ逃げようということで一時避難所ということです。2次避難所とかそういったですね、長期的な住居の設定になったらですね、また違う観点からとらえなければいけないと思いますし、紀北町もまだまだレベルによりますけど、残っている建物等へ避難していただいたり、事によっては町外の高いところに逃げていただいたり、それは2次避難とか長期的な避難については、また別個の考え方だと考えております。

家崎仁行副議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私はですね、もう公共の施設を建てる場合は、もう2次避難というものを合わせやっばり考えていただきたいという観点から、紀北中学の問題も提起をさせていただいたわけです。長浜ですね。長浜はその貞丸さんという非常に気概のある方がいらして、自力で避難する場所をつくっていただいた。それでさらにその延長上ですね、そこから山の尾根へ逃げる道をつくっていただきたいわけですよ。そうすると、またもう1人の引本にいらっしゃる非常に頭脳の優れた方が、引本公園からその尾根をずうっと、尾根づたいに矢口のほうへ行かれて、それで最終的には上里小学校なんかどうかなという、尾根を歩いてもすでにそういうことをやっていただいている、非常に優れた方もいらっしゃるんです。そういう点では長浜の、その逃げた人が尾根へ逃げる道をですね、これは是非つくっていただきたい。それが私は急務だというふうに思っておりますので、前向きの回答は町長、ちょっといただきたいんですけどもね、これは長浜の住民の皆さん 220軒あるわけですよ。大変心配しておるし高齢者も多いんです、ここは。いかがでしょう。

家崎仁行副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すべての地域がですね、議員おっしゃるような地域でございまして、我々としても、その長浜に限らず、そういった手段があればですね、できるだけ取り組んでいくようにしていきたいと思ひますし、その高台を整備されている方も存じておりますし、向かって右側にですね、隧道のほうに向かつてですね、地域の方が避難路を整備しているのも何度か見させていただいておりますので、本当にありがたいことだと思ひておりますので、後押しできる部分はですね、させていただきたいと、それは全地区において同じ考えでございします。

家崎仁行副議長

奥村議員、あと1分です。まとめてください。

9番 奥村武生議員

ちょうど上手いこと時間がきましたので、最後のこの7番の問題でですね、かつて生熊で非常に不埒な事件が起こったことは記憶に新しいところだと思ひます。それで高校生とか、あるいは中学校が部活でですね、帰るとなると非常に暗いという、その保護者の方からの強い意見もありますし、そして特に高校なんかではクラブをするとですね、もう真っ暗闇の中を走ってくると、直接聞いたこともありますよ。やはり暗いというふうにおっしゃってました。通学のときにちょっと止まっていただいて直接感想を聞きました。私もですね、2回ほど朝4時に起きてですね、バイクでしたけども走って確認をいたしました。いずれは歩いて確認をしたいと思ひますけども、その辺の通学路の生徒の安全ということですね、取り返しのつかないことになると大変なことになりますので、その辺の安全性について、誠意、具体的に、かつ取り組んでいただきたいと思いますし、これは教育長ですね、教育長のほうからの回答をいただきたいと思います。

家崎仁行副議長

安部教育長。

安部正美教育長

議員のご質問にお答えいたします。矢口浦地区からJR相賀駅に至る通学路沿線の県道及び町道には、三重県紀北町管理で54基の照明灯が設置されております。管理別には、県管理の照明灯が14基設置されており、町管理の照明灯が40基設置されております。当路線

の照明灯の設置につきましては、学校からの要望もあったことから、県に要望するとともに、町担当部局とも協議をさせていただきましたが、現在、県、町においても照明灯の新規の設置は行っていないのが現状でございます。

町では、自治会等が新たに設置した街路灯に対して助成する街路灯新設助成金の制度がございます。また、県においては自治会等が電気代等の維持管理を行うことにより、照明灯を設置することができる自転車、歩行者用照明設置事業がございます。これらの事業を活用し、学校関係者と地元住民の方々、道路関係者、警察の方々と連携を図りながら、生徒の安全な通学路の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

家崎仁行副議長

奥村議員、時間がきました。

9番 奥村武生議員

これで、私の質問を終わります。

家崎仁行副議長

これで、奥村武生君の質問は終わりました。

家崎仁行副議長

ここで、3時まで休憩いたします。

(午後 2時 42分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 00分)

平野倅規議長

15番 川端龍雄君の発言を許可します。

15番 川端龍雄議員

議長の許可を得ましたので、平成24年9月議会定例会の一般質問に参加します。川端で

す。今回の一般質問には、農業振興の政策についてのうちの、鳥獣害対策についてと、銚子川流域の魅力アップ推進事業計画の進捗状況と、本庁舎移転に伴う両区の均衡ある発展について、最後に今月に7日に行われた紀北町環境衛生センター解体工事の入札結果についてを、通告書の順序に従い、質問をいたします。

今まで同僚議員、また私も質問をしたこともありますので、町長においては十分ご検討なされていると思われしますので、明快なご答弁を求めて本題に入ります。

まず、鳥獣害対策についてお尋ねいたします。県、または当町におきましては、獣害にさまざまな対策が講じられておりますが、なかなか成果が上げられず、現在においても鳥獣害の被害は一向におさまる気配がないのが現状であります。このような現状に対しまして、町は真剣に取り組みをいただき、鳥獣害対策のプロジェクトチームづくりなど、農家の方が安心して意欲を持って従事できる環境づくりに、今こそ行政が取り組まなければならないと思いますが、町長、または担当課長のお考えをお伺いします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

川端議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣害の農業被害につきまして、本町において大変大きな問題であると認識をしているところでございます。紀北町の農業委員会からも獣害対策についてはですね、強い要望、意見があることも聞いておりますし、現実にもそれぞれ農業を営んでいる方など、お話は聞かせていただいているところでございます。本当に町としてもですね、真剣に取り組んでいかなければいけないと、そのように思っております。

しかし、議員おっしゃるように、成果も現実にはなかなか上がっていない。高い効果をそれぞれ施策をやっておりますが、上がっていないというのも事実でございます。本当に意欲を持ってですね、町としては取り組んでまいりたいと思いますので、議員からもですね、ご指摘等がありましたら、そういったことにも取り組んでいきたいと思っておりますし、農業委員の皆様とも、農業者の皆様とも話をしていきたいと、そのように思います。

また、議員ご指摘のプロジェクトチームでございますけど、猟友会とかですね、農業者の皆さん、そういった皆さんから知恵を借りてですね、どういう対策をするかということについては、大変有効ではないかと考えております。現在においても猟友会の皆さんとか農業者の皆さんと、いろいろと連携を取りながらさせていただいておりますが、さらなる

強化という点におきましてはですね、こういったプロジェクトチームも今後、発足は農業委員会の皆さんや、農業者の皆さんと意見を交換しながら、検討してまいりたいと、前向きに検討してまいりたいと、そのように思います。以上です。

あとは担当課長のほうから。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

ただいま、町長の前向きなご答弁をいただき、大変ありがとうございます。それでね、町長ね、やはりそこまで町長が前向きな答弁をしていただくのならば、月に1回農業委員会ありますね。やはり今じゃなくて、ずっと以前からですけど、やはりこの今の鳥獣害は大変深刻な問題で、この長島で中桐地区のほうかな、それで海山で中里の地区では柵を設けて、中桐の農業委員の方には大変効果があるというようなことも、農業委員会でおっしゃっております。中里のほうは何か柵がこの前破られたとかいうことも聞いてますけどもさね、やはりこれを施策をどんどんこの紀北町にさね、していただき、かなり補助金の問題でいろいろな各地区からの要望もございましょうが、今現在、どのような要望があるのか、町長は農業委員会ご出席いただけるか、農業委員会のほうでもね、1回出席いただいて生の声を聞いていただいてさね、各地区を回ることは大変ですからさね、やはり各地区の代表というのか、委員さんがおりますのでさね、生の声を聞いていただいてさね、できれば課長と日程を調整いただき、できれば早い機会に、皆さんの事情を聞いていただき把握していただければ、今、町長の前向きな答弁が、なおまた加速するんじゃないかと思えますので、その辺をひとつご答弁願います。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農業委員会の出席のほうはですね、出席させていただいて、生の声も聞かせていただきながらですね、どういうところを補完しなければいけないかということ、勉強したいと思います。できるだけ早くですね、農業委員会予定もございまして、調整できるところはさせていただきたいと、そのように思います。また、大規模柵等のことにつきましては、農林水産課長のほうから答弁いたさせます。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

この大規模柵につきましては、平成23年度から事業実施してございます。平成23年度におきましては町内3地区、今、議員さんおっしゃられた中里地区、長島区の下地地区、中桐地区の3地区で計4,900mの事業を実施してございます。そしてこの平成24年度、今年度につきましては、町内の9地区を予定してございます。延長としましては約1万8,100mを予定してございます。地区につきましては海山区においては小山浦地区、上里地区、長島区では島原地区、志子地区、大原向井地区、大原地区、十須地区、下河内地区、名倉地区、計この9地区を予定してございます。以上でございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

この9地区を今回予定しているということは、大変ありがたいことです。それで現在ね、今年も補正で組んでいただきましたね。鳥獣害の追加というのですか、また捕獲できる。それともう1つが、この檻に入ってからね、その専門の方に仕留めていただくんですけど、そのあとの処置が、この柵を設置した方が責任持つというんか、いろいろ始末というんか、しなければならないということもありますということもね、農業委員会でもおっしゃいました。それを大きなイノシシになると大変な畑でも深さを埋めなあかんしということがありますのでさね、そういうようなことを今後ね、いろいろ今、プロジェクトでも、何か農業委員の方も含めて、そしてそれを行政において補てんというんか、するんか。やはりその柵を設置した人が、檻を設置した人がそれがそのまま責任持つてするんかさね、そうなるとなかなか農家の方でその大きなあれが大変やと思うんですわ。そういうこともね、農林課としてどのようなお考えを持っているのか、その点ひとつちょっと課長にお聞きしたい。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かに檻を設置して、最後処理する場合のことを言ってみえるのかなと思うんですけども、基本的には檻を設置される方も狩猟

免許等の免許を持っていただいております。そして報償費としましては、捕獲された方、すなわち檻を設置され方に対しての報償費の支払いということになるんですけども、いろんなケースがあろうかと思っております。この問題につきましては、確かに実情ということもございますので、今後、猟友会の方々とも事情も聞き、相談もさせていただいたうえでですね、何らかの策がとれないかということ、今後、検討していきたいと考えております。

それとですね、この9月補正におきまして、有害鳥獣の駆除の報償費について補正予算案を計上させていただいております。これにつきましては、当初予定していた頭数を上回ることが、この時点で確実視されておりましたので、補正予算という形で計上させていただいたところでございます。頭数につきましては、当初予定していた頭数、サルにつきましては100頭だったところが、7月時点ですでに70頭の実績が出ておると、シカ、イノシシにつきましては360頭の予定頭数に対しまして260頭の実績が出ておると、そういった事情がございまして、補正予算案として計上させていただいたということでございます。以上でございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今月のこの10日で、9月10日にね、この伊勢のほうで野生獣による農林水産物への被害について考えるフォーラムがありまして、たまたまテレビつけたらそれが映ってました。先般の委員会でお聞きしたところ、当町からも参加しておるということでありましてさね、今後、今、私も体験しましたけど、檻の中に入っても餌が綺麗に食べるんやけど、あと一歩というところで、なかなか檻の蓋が下りんというような状況もかなり体験します。このテレビ見てみますと、かなりいろんな檻の種類がありましたがね、何か参考になるとか、今後、この当町でそういうので対応、そういうのをこちらへ持ってくるというか、そういうことを参考にして、こちらも利用するというようなお考えはありますか。課長、どうですか。

平野倅規議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ご質問にお答えさせていただきます。今、議員ご指摘の獣害フォーラムにつきましては、

去る9月10日に伊勢市の伊勢安土桃山文化村で、県主催により開催されております。野生獣による農林水産物への被害について考えるフォーラムでございました。このフォーラムにつきましましては、職員4名を派遣して獣害対策の最新情報の収集等を行ったところでございます。

また、この会場へは39社の出展によります捕獲用のオリ等の展示がございました。その中にはセンサー式の檻とかですね、遠隔操作の檻とかの展示があったということの報告を受けております。今後、こういった最新情報もですね、研究、検討を行ったうえで、獣害対策に有効な方策はないかということも検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今度は町長にお尋ねしますが、やはりこの農業振興におきましてはね、この総合計画にも謳っております。これ総合計画というのはやはりある程度のことを示していかないと、起債の対象にもならないというようなことで、必ずしもこれが実現するというような意味じゃないということは理解しておりますのでね。でもやはり今後は農業の担い手や後継者の育成、また耕作放棄物の解消など、有害鳥獣による農作物の被害の防止などなど謳っておりますのでさね、やはり一番今、担い手が安心してできるということは、やはり鳥獣害のこれを被害をなるべくくい止めるということが、大事なことと思われましてさね、町長、先ほどのご答弁で農業委員会にも出席し、いろいろまた今後対策を練られるということでもありますので、そのようにひとつお願いして、次の質問に移らさせていただきます。

次にね、銚子川流域魅力アップについての質問でございますが、昨日、いろいろな議員から、観光産業に大変厳しいご質問がありましたが、私もそれはこの第一に企業誘致ということは大事ということは、私も十分認識しております。町長においても、また今までの過去首長さんにおいても、やはり町としたら企業誘致を第一に考えることは筋やと思います。でもやはり、この当地においては交通の便、またそういうような企業誘致のこの用地がね、なかなか見つからないのも現状だと思われまして、町長がこの件に関してどのようなお考えか、お尋ねいたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川魅力アップの推進事業ということで、いろいろと現在進めているところでございますが、今、議員もおっしゃったように、なかなか企業の誘致というのは難しい中ですね、我々も何らかの方策を出しながら知恵を絞ってですね、頑張っていかなければいけないと、そのように考えております。

そのような中で、交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちプロジェクトということをごさね、設定いたしまして、その方向に進んでいこうとしているわけでございますが、それを考えるとやはりですね、この銚子川流域、熊野古道を含んでですね、馬越峠を含んで、これは大変紀北町としてアピールしていく魅力ある資源だと思っておりますので、それを活用していきたいと、そのように考えております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

この銚子川の魅力アップのこの座長というのか、元締めといいますか、この副町長が今まで銚子川魅力アップグループの会議を開催されております。何度か開催されておりますが、町民、議会には一向にその進展の様子がわかりません。突然、副町長が何か爆発的な発言があるかということも予測してもよろしいかどうかわかりませんが、やはり町民がね、やはりいきなり有利、徐々にね、ということは9月ですわね。今度は12月になると次の来年度の予算とか云々のこともありますからさね、やはりいろいろ本当に町長が今度、所信表明なり、また今の後期計画でも言っておりますようにさね、本当にやる気を示しているのか、副町長はブレーキかけておるとは思いませんけどさね、その辺、副町長の今までの進捗状況と、今後、どのような進め方、また我々はどのような期待をもってさね、いいんか、その辺をまずもって進捗状況とかほかを、お答えください。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

銚子川の流域の関係でございますが、今年度からですね、銚子川魅力アップグループというグループをつくっております、庁内で関係課でつくっております。私と企画課、観光商工課、農林水産課、建設課の4課と私で合計10名のメンバーで検討されておまして、現在のところ4回検討会議を設けてしております。

その中でですね、実は昨年度、銚子川の魅力アップの策定委員会というのを民間の方等含めてしております、15名の民間の方と行政の職員6名で、昨年度は銚子川の魅力アップの事業推進計画というのを策定しました。その中で、今年度事業としましては、銚子川の流域マップをつくるということと、銚子川流域で植樹を進めるということが、まず今年度事業になっておりますので、その進め方について、まず検討してというのが1点でございます。

もう1つが、大きな検討ポイントが温浴施設の関係でございます、温浴施設につきましては、昨年も計画の中でも銚子川魅力アップするためには、核となる施設として温浴施設が重要ではないかというところまでの、方向性はいただいたところでございましたが、今年度、さらにそれを具体的に、どの場所に整備するのが良いのか、あるいは温浴と温泉ですね、温泉にするのか、温浴にするのがいいのか、あと付加機能といいますか、飲食機能とかですね、健康づくりの機能とか、そういった機能についてもどういったものを整備していくのがいいのかというあたりについて、メンバー皆の意見も聞いてですね、議論を進めておるところでございます。そんな関係で、ちょっとまだ今現在の段階ではですね、まとまったものにはなっておりませんが、今、鋭意ですね、検討を進めておるところでございます。以上でございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今、副町長どうですか、その進捗状況は順調に行っておるのか、それとも遅れておるのか、どうですか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

当初予定していたスケジュール感でいきますと、若干遅れているところは正直いってございますが、ほぼ具体のポイント、例えば温泉か温浴かどちらがいいのかですね、建設場所をどこにしたらいいのかということについて、かなり具体的な土地規制の問題がどうなっているのかとか、温浴と温泉にした場合の経費の問題とかですね、環境面に与える影響について、突っ込んで議論しておりますので、我々としては精いっぱい取り組んでいるところでございます。一定まとまったらですね、町長とも相談しながら、報告するような今

段階に近づきつつあるのかなと思っております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

副町長、大体いつごろ議会のほうに説明、報告というのはできる予定ですか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

今の段階、まず我々としましては、魅力アップグループで検討しまして、町長とも相談しながら、当然議会の皆様、町民の皆様にお示しすることになると思いますが、ちょっと今の段階ではいつの議会というのは、はっきりは申し上げられないというのが今の現状でございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

少し遅れているというより、大分遅れておるんじゃないですか。9月ですよ。今度は12月、臨時議会か何か開く予定あるんですか、発表するのに。あるんですか。いやその12月までは、そしたら何も発表しないと、そんな考えですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ある程度ですね、ラインが決まりましたら、全協等開かさせていただきまして、ご説明させていただきたいと考えてはおります。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

それはわかるん。時期を聞きよるんさ、今9月やで12月までにするんか、開くんかと、そのように間に合わすような会議を進めるんかと、私、ここまで言いたくはなかったんやけど、課長にもときどき担当課でも聞くんや、課長はニコニコして、副町長から尻叩かれてねと、どの課長かわかりませんのやけどもね、こう言われておるものでさね。そうする

と町長の本当に、町長がやる気を持って副町長にしておるんか。毎回毎回このあれが潰れるんですわね。20年も、前の町長のときもこれ何か出してきて、こういうのがね、そこまで冊子までできてね、これまた今回もよく似たさね、台風のコースやないけど、よく似たコースですわね。そういうようなことはないんですか。その点ひとつ。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

ちょっと私、平成20年でしたかね、のことはちょっといなかったわけですけども、以前の温泉の計画とかですね、20年の計画が、議員言われるようにですね、ちょっと話が上がったけども、何かこう実現に向けての大きな動きに至らなかったというのはお伺いしておりますが、今回についてはですね、かなり職員も町長も私も、かなり具体的にもうどこにどんなふうなものをつくるのかということで、単なる構想ということよりも、実際にもう建設するとなったら、こんなような内容でということに向けて、突っ込んで議論しておりますので、あと議論の進行状況によってですね、町長とも相談しながら、皆さんにお示しする段階がくるというのは、私もそのような気持ちで今取り組んでおります。はい。その時期がちょっと今の段階ではっきり申し上げられませんが、そのつもりでございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

期待してよろしいんですね。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私としてはですね、指示といたしましては、しっかりと取り組めと、それからですね、できない理由じゃなしに、できる理由をつくれと、いろいろな課題が出てきます。やっぱり細かくいけばいくほどですね、課題、先ほどいったような用地の問題とかそういったものですね、どこにするという、本当に20年当時のもうざっくり本当に概略設計的なものだと思います、私からすれば。そういったもので、こういう問題出たらそのまんまじゃなしに、問題をどうやったらクリアできるかということまでですね、今、突っ込みながら、議員の皆さんにお示しできるように指示をしておりますので、私もいつも報告を聞いてお

りますけど、細かい細部にわたってですね、問題点をクリアするということに至っておりますので、それらがある程度形にできましたら、お示しさせていただいて、皆さんにも方向性を決めていただきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

担当課長も今の町長の言葉を、どちらを向いたらええか十分聞いておると思いますのでさね、尻を叩かれんようにちょっと働いていただきたいと思ひますし、副町長もこの遅れた分を何とか取り返して、12月の議会までにはね、やはり正月前の何か夢と希望を与えるようにしていただきたいと思ひます。

では、次に移ります。次に、本庁舎移転に伴う両区の紀伊長島、海山区の均衡ある発展についてをお伺いします。

尾上町長は、町長就任以来、常々、合併後の紀北町においては、両区の発展は均衡のもとで進めていかなければならないと言っております。これは至極当然なことだと思われます。本庁舎移転は来年1月ごろ行われると新聞等で書かれておりますが、町長はいつごろ移転するお考えなのか。また、それに伴う両区の均衡ある発展については、具体的なお考えがあれば示していただきたいと思ひます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本庁舎移転に伴う均衡のある発展について、本庁舎の移転時期ということなんですが、以前からも述べておりますように、平成25年1月中には移転をしないと、そのように考えております。そういうことでいろいろと今、庁舎移転に伴う改修工事、システム移転等のことについて準備を進めているところでございます。また、私はですね、両区の均衡ある発展、それからさらなる紀北町としての一体感の醸成、これは前者議員もご質問されたところでございますが、そういうことをですね、十分考えながら配慮しながら、今行っております。

そういった中で、施策や事業の推進ということにつきましてはですね、やはり町全体を見回して優先順位を十分検討するとともに、両区のバランスを取りながらですね、やはり進めていく必要があるということは、認識しております。そういう考えのもとにおきまし

て、町政運営をやっていききたいと、そのように思います。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今、既存のというのか、やはりいろいろ前者議員も言うておりましたが、この社協とかいろんな具体的な名前を言っても、ちょっとあきませんのやけどさね、そういうような、ここの今の本庁を何に使うとか、また総合支所をどういような利用するとか、今の社協をどうするとか、またいろいろこの公共施設というんか、それに近いのが、どういような町長お考えなのかさね、もう1月にその移転を考えている時点でね、まだ発表とかできんようではね、町民がね、やはり町民にも住民にも説明して納得いくように、これは100%おそらくこれは納得いかんと思うんですわ。でも、いきなりこうやと町長が言ってもね、これはやはり町長は住民に説明する責任があると思うんです。もう町長あと1月といたらわづかですよ。100日もないぐらいでさね、今年は終わってしまうんですわね。その辺のことをね、もうぼちぼち具体的なことをおっしゃってもいいんじゃないかと思うんですわね、そうせんといきなり言われてもね、これはなかなか納得できない部分もありますし、その点は町長どうお考えですかね。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。ぼちぼちということですので、我々といたしましても総務課を中心にですね、いろいろ考えているところでございます。そういう中で今、役場内のことは役場内でいろいろと考えておりますが、各種団体ですね。今議員おっしゃったような社協さんとかですね、いろいろな団体がございます。それらの団体にも文書でお願いしましてですね、検討してくださいということで、今、説明とともに図面も渡しましてですね、具体的に進めているところでございます。そういった中で、今、各種、外の団体ですね。役場以外で理事会とかですね、そういった役員会がございますので、そういった部分の中で検討、これからしていただかんらん部分があります。できれば我々としたら、役場の内部のどうい施設に使っていくかということもやりたい部分もあるんです。しかしですね、やはりもし民間とかそういう半公共団体の方がですね、使いたいという方向性がありますと、やっぱりそちらも大事にしていききたい部分がございますので、そちら

辺の詰めをですね、もっと早くして、できるだけ早くですね、こういうものをお示しできるように、これらも詰めていきたいと思いますんで、ただ、各種団体の皆さんにはまた再度ですね、議会終了後もお話等もお聞きに行つて、相談もさせていただきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

やはり町長ね、少しね、副町長に先ほどの銚子川じゃないけど、遅いと思うんですね。当然、これは町長は1月ということはかなり前から言っている。と同時に、その向こうへ移転した場合は、もう決まっていなければいけませんわね。移転だけ決まって、あとはまた移転後やということではね、これは両区というのか、やはり住民が納得できない場合がありますわさ。町長はどのようなお考えか知らんけど、私はそれはちょっとあまりにも、この町長の無責任なとかいうかさね、やはりそういうようなことはちゃんとお互い合意のうえで、やはりいろいろな問題がありますよ。100%ではね、理解できんことあるけど、やはり今こまできたら、こうやという町長のね、納得する姿勢がないと、いきなり1月に移転はいいけど、あとの問題はこれはどうでもええやないかと、移転後で話したらええ、そういうような考えはおそらくないと思いますけど、そういうような考えお持ちですかいね、町長。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

役場内部の庁舎と、そういった総合支所の問題ですね。そういった部分は結構詰めるどころも詰められております。そういった部分は部分といたしまして、先ほど申し上げましたように、各種団体とかですね、そのボランティア、NPOの皆さんに活用してもらおうという部分を、意見を今、聞いておまして、ある程度の我々の中では少しできているんですが、何分にもその外部の部分がですね、ちょっと決定まだしていただけない部分がございまして、そこら辺を積極的に議会終了後もですね、働きかけまして、我々の役場側の使用活用と、今後、こう使用していこうという部分と、そういった半公共的施設の方、NPOの方との考え方を、こうきちっと組み合わせたいうえで、皆さんにお示ししたいと、それは思っておって、1日も早い、議員おっしゃるように詰めていきたいなと思っております。

す。

ただ、先ほども申し上げましたように、理事会とかですね、そういったものもございませぬので、今、そういった役員レベルでお話していただいているところだと思います。そういった意味で、私自体は全体バランスということで考えますと、庁舎だけではなしにですね、やっぱり紀北町の中で紀北町としての優先順位、それから海山区、紀伊長島区のバランス、そういったものを考えながらですね、その庁舎の場所のみならず全体論として考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

全体のバランスは大事やって、そういうことを町長がお考えになることは、これは大変結構なことと思いますが、やはり今回、この合併の今までして、本庁舎を海山に置いて、あとさまざま、いわゆる社協、それから商工会議所とか、このそういうのが紀伊長島にあって、今度は逆に町長はお考えする、考えもある。今それで成り立っておるとすれば、本庁舎が海山にあって、商工会議所は長島、社協も長島、そういうことで成り立っておるということであれば、今度は逆ということをお考えで、そのいろんなバランスを考えておるのか。やはり町長の頭には、これは今ここで公表はできないけど、構想はあると思うんですね。そこまで町長が言いにくいことを言えとはいいませんよ、そやけど、そういうことも頭にやはり一つ入れんと、今度、本庁舎移転のときになると、町長は1月というても、これは理不尽やないか、不公平やないかとなると、やはりスムーズにいかん場合もありますからさね、私が言うことでもないけど、やはりそういうことを少しでも考えてさね、バランスよく私はすることが必要やと思っております。その点はどうぞお考えですかね。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

役場のですね、空いてくるような施設とか、そういったものを、その役場だけでとらえれば、そういう施設だけでとらえれば、いろいろな考え方やしなければいけないと思えます。そういった意味では商工会も社協もですね、外部団体であくまでもありまして、そういった理事会がそれぞれにございますので、そういったものもいろいろなことでお話していきたいと思えますし、商工会自体さんの一例にとってもですね、いろいろ建てるとか、

庁舎借りるとか、いろいろな意見もあるように伺っております。そういった部分がございますので、今後ですね、積極的に接点を持ちながら、どうやっていくかということですね、聞いていきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

これ以上ね、町長に言っても、これは町長の今後の決断というか、次第ですけど、町長、午前中にも議員からも質問がありましたね。私これ大変重要な問題で重大な関心を持っておりますんですけどさね、バックアップオフィスという、私から、言うたら建物ね、そのようなあれですけどね、本来ならね、この本庁舎改修工事とともにね、私はこれするべきやと思うんですわ。これも。やっぱりそうして、これ同じようなもんなんですわね、大事なもんやから。それで万が一ということに対して、そのバックアップオフィスがそこでなされておるので、いろいろな安全確保できる。かなり私は遅いと思うんですけど、町長は午前中、三浦も考えてと言ってますけど、それ以外に考えておるとこあるんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、バックアップということの概念からお話させていただきますと、いろいろな意味があると思うんですよね。前者議員もおっしゃったように、業務継続をどうやっていくかという観点からやっぱりとらえなきゃいけないと思います。そういった意味から考えますと、レベル1の災害なのか、レベル2の災害なのか、そういったものも考えたうえでですね、バックアップオフィスというのは考えなきゃいけないと思います。ということは、結局、レベル2といわれる千年、あるいは何千年における対応を考えたときに、じゃ、どうするのかというときにですね、60年で70年で潰れていく建物をそんな大きな金かけてするのかということもございまして、私自体はですね、これ私の今の案の案の案ですもんで、ただ三浦は確かにですね、今これから国交省が整備される中で、20数mの場所にありまして、それはもう一番先に手をつけやすいというか、これからは整備していく中でバックアップオフィスとしての位置づけは、大変重要な場所にあると思います。それは高速上にある、そこからですね、下りる道もある、取り付け道路があるんです。緊急用の部分とかね。搬入用の道路あります。そういう意味では本当に大きな位置づけだと思います。

そういった中で、私は庁舎と同時にちょっと難しいということの理由の1つにもあるんですが、やはりバックアップオフィスをつくるには、ある程度の高さを持ったところが、土地が必要になってくると思います。それは以前も答えさせていただきました消防署の問題、こういったものも絡んでまいります。ですから、今ですね、そういったものについて、場所について我々としたら紀伊長島区、海山区のほうでないかなということを探しているのは現実でございます。そういった動きはさせていただいておりますが、今ここで、ではどこということまでですね、決まりきっていない。これは我々地形的な制約のある町としてはですね、大変厳しい状況ではございますが、それは私は解決していく問題だと思っておりますので、そういうことを考えております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長はそのバックアップオフィスと消防ということもお言葉が出たのでね、私はそれは一番理想というんかね、6月かな前3月がわからんけど、議員がさね、海山の高速道路のこの登り口というんですが、海山インターのあの辺のところを指摘されたね。もちろんそのときも消防のことも言われましたけど、町長、消防ということを言われましたのでね、私はあの辺で、もしもしてさね、それで消防が常駐、これ24時間常駐しますからさね、そこで管理とかね、いろんなことができます。別に三浦があかんというわけじゃないけど、高速道路で対策をしておるより、あの辺でこの消防とかいろんな方が管理をしてね、将来、またそこを開発もいろいろできると思いますしさね、その場所にもよりますけどさね、そういうこともね、是非念頭に置いてさね、できるだけ今言うバランス、両区のバランスもそこにおいても1つの考慮してさね、私はそれをしていただきたいと思います。答弁は要りません。

次のほうへ移ります。次に、この7日に行われた紀北町の環境衛生センター解体工事の入札結果についてですけど、この金額というより、今年5月にこの担当課、環境管理課並びに財政課が調査というのかね、この伊賀南部のその清掃工場ですか、その解体、あれの入札、また落札後の、またその業者の結果というんか、そういうことを調査に行って、この議会当初にも工事完成後落札業者そこそこでいたと、赤字もないというような答弁もありました。もしもその伊賀南部のその入札、また入札結果がもしも良とするならばね、あの2億6,600万でしたかな。この工事がね、9,990万円、これ税抜きですけどね、

37.55%でこれ落札して、この工事が赤字もないということであって、そういうような調査結果を持ってきて、今回の工事は1,503万3,450円、それで仮に向こうの伊賀南部のそれを良としたら、この6,200万円ぐらいで本来は金額なんですけどもね、これが倍近く1億2,100万円で落札しておるんですけどもね、その金額に関して町長はどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その入札金額につきましてですね、当町の部分が1億2,705万円でございます。そういった意味から、伊賀南部を良とするならばと議員おっしゃったようにですね、伊賀南部と比較してパーセントを比較すれば、落札率等は高くなっているということは、そのように感じますけど、それとですね、1点、赤字がなかったということではなしに、工事が無事執行されたという答弁を、調査をしてきたと、私は聞いております。はい。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

いや、課長の答弁はそうじゃないですよ。あとで会議録調査してください。そのような答弁じゃなかった。そこそこいけたというか、そういうような感じの。あれあとで私も事務局で聞きなおしたんですわ。そのような町長、ちょっとあとで再確認して、間違ったら、また訂正してください。

それがね、その後、町長はどんな金額に対してね、町長は今度の当町の落札金額で、町の負担はどのぐらい町長は負担持ち込みというのですか、どのぐらいが町長持ち込まな、町の負担をわかってますんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

当町ですね、負担といたしましては、国庫支出金や起債事業がございまして、一般財源といたしましては460万8,000円、それと利子分ですね、3,445万6,000円になります。以上です。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

3,400万円以上のこの金をね、町が負担するんですわ。それが仮に半分とは言いませんけどね、向こうのあれが良しとしたら、倍、今度が金額が違うんですわ。それで中でもね、やはり調査の結果が出てないわけなんですわ。その中身調べても向こうでね、鉄筋とか何かで2,000万円ぐらいそのあれから引いてあるんですけどね、今回それが何も示してないのが、どのような理由ですか、今度、鉄骨、鉄筋が入ってないという意味ですか、その点ちょっとお答えください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回は、私も同じ資料だと思うんですが、伊賀南部のほうはですね、2,000万円近い廃棄物のところで、廃棄物処分費がかからないと、利益が出ておりますが、当町の場合はですね、解体廃棄物運搬処分につきましては、1,700万円ぐらいかかるということになっておりますので、そういった部分につきましては、そういった有価物というのですか、少ないのか、運搬処分をするのか、遠いとかいう理由もあってですね、高いのか、これ一式工事ということで、そういう分析だと思います。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

どんなような仕様書でね、向こうは2,000万円でいろんな金が正確に出てますので、これ何もどのぐらい鉄骨代があつて、どのぐらいかかるということが、これ何も示されてないんですわ。それで聞いておるんですわ。鉄骨は入ってないんか、あるかということも、入っておったらやはりそれだけの分がね、差し引きされるんでしょう。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その差し引きされた結果が、この金額だと認識しております。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

じゃ差し引きした金額はいくらですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、性能発注方式という発注の仕方でございますので、その辺の発注の方式につきましては、ちょっと財政課長のほうからそこらを答弁いたさせます。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

質問にお答えさせていただきます。仕様のほうはですね、有価物の売却益を考慮して、その廃棄物処分費用を出すようにということで、南部のほうも一緒だったと思うんです。それで今、議員さんがお尋ねの南部のほうは、それを考慮してまだ 2,000万円、金額については確認はしておりません。それを考慮して処分費を計上するということになっておりますので。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

その引く金額もわからんとね、向こうのそしたら言いなりでしょう。やはりどんだけ鉄骨があって、こんだけ向こうへはして、町へ差し戻しますよと、これが南部に正式に、この数字、細かい数字まで出ますんやろ。それがここに示してないということが、いやこのね、業者とか何か疑うんじゃないんさ、町があまりにもずさんなんさ。それで今回の入札のこの金額のね、この何とか環境事業団というのですか、それが一番高いところで1億8,000万円どんだけ、低いところで1億1,900万円、真ん中で1億4,000、5,000万円、その真ん中をとってというんですわね。そういうようなね、こんだけの工事で6,000万円以上の差額があるのを基準に真ん中とるってね、こんなずさんな考えでもったらね、これはいろんな、どこにも1つですよ、あれが。1つの歩かかえとったら、それを真ん中って何にも計算せんと真ん中にして、町がそれを発注しておるんでしょ。

あまりにもこれがずさんなんです、町は。それで業者も今度は2社、伊賀南部は11社ですやんか。競争入札にもならへんこれやったら。そういうようなね、3,000万円いっくら

町の持ち出しせんなんのを、町長、そのぐらいのはまたうんとして、福祉やとか、それこそ農業、いろんなところへ回してくださいね。どんだけの引いたのもわからん。元もわからんでは、こんなもの真ん中とって環境事業団の、本当にずさんなん町は。町が悪いんですわ、これ。業者とかなんか関係ないんですわ。真ん中とったって、今までそしたらいろんな工事の入札も皆そんなんですか。お答えください。それが正常な入札なのか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、先ほどの廃棄物処分の観点から申し上げますと、当町も確かにですね、有価物の数字は出ておりませんが、出ておりませんがですね、この伊賀南部のほうもですね、廃棄物処分費がその有価物と処分するものと差し引きした挙げ句ですね、2,000万円有価物のほうがあったということでございますので、有価物が5,000万円あって、廃棄するものが3,000万円あったかもわかりません。そういった意味からすると、廃棄物処分費用の中で2,000万円利益が有価物との差し引きで出たという表ですので、そういうことからすると、我々の紀北町の積算もですね、1,700万円というのは、その有価物やそういったものを差し引きした部分の中での結果の数字でございます。

それとですね、2社と11社確かに少なかったんですが、これは財政課長からも以前申し上げたと思うんですが、いろいろ情勢の変化とかですね、我々は大手がやっぱり安心・安全ということで、大手にお願いしたいという思いがありまして、しかし、その中でもですね、やはり地元業者の育成や産業のそういった振興ということで、かかわっていただきたいということで、JV対象者がAランクの7社しかございませんでした。そういう中で必然的に最高のマックスがですね、7社ということになります。そういう中で2社しかなかったということで、これは我々としてはもっと多くの方のご参加をいただきたいかったということでございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

時間もないので、そやけど町長、今、先ほどいろんな2,000万円どうのこうのと言うたけど、示していないんですよ、こちらに。その業者が鉄骨代どんだけ差し引くということは示していないんですよ。それを私は示してくださいと言うておるの。これは後日でもい

いから示してください。当然、どんだけその差し引き分があるんか、示してください。これだけ言います。

それとね、最後にこれは一番大事なことですけどね、ほとんどこれの紀北町のあれが仕様書が、この南部とほとんど同じですわ。この仕様書とこの中が。それで、一番大事なことがね、この安全対策の工事費が大変今回ののが比率が少ないですわ。この設計金額でも1,700万円みてるけど980万円で落札しておるんですわ。これが向こうのいろんな伊賀南部ではかなり安全対策に比重を置いておるんです。そやでこれは私はちょっとね、ほかの金額は皆多いんですよ。もちろん80何パーセントやから。そやけど、これはちょっと危惧しておるんです。

それと、この周辺の、この仕様書においたら、周辺の住民に工事の着工前に説明するとなっていますんですけど、その周辺の住民ということはこの示してあるんか、地区。それとこの周辺の、住民ももちろんこれは安心して暮らせるように、これは説明していただかねばならないけど、そのあと議会にも説明していただける考えはあるのか、その辺、町長お考え質します。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

安全対策の金額違うという、もともとですね、これら紀北町のが日量25tでございます。伊賀南部がですね、日量300tの炉でございます。そういったもので規模の大きさ等からですね、そういったダイオキシン対策に対する安全対策の、例えば覆ったりしますよね、全体を。そういったものとか、いろいろあろうかと思しますので、そういった違いがあろうかと思えます。

また、質疑でも答えておりましたように、加田地区、古里地区の方には説明をさせていただきますので、その説明会でお聞きいただくことも1つではないかと思えます。

15番 川端龍雄議員

議長、町長は300tと言ったけど、それは正しいですか。

平野倅規議長

ちょっと訂正。

尾上壽一町長

100tですね。何で300tと言ったのか、すみません。100tでございます。

15番 川端龍雄議員

その町議会にも説明するのか、答弁正確に教えてください。

尾上町長。

尾上壽一町長

それが議会のほうから要望があればさせていただきます。

平野倅規議長

川端議員。

15番 川端龍雄議員

要望があればということで、是非、議長からもご要望いただいて、やはり今度、道路の近くですし、また周辺にも民家がありますし、風によってかなり飛んだり、風の被害、また雨水とか何かのね、ダイオキシンからのいろんなこともありますのでね、十二分にこの注意して、またそこでいろいろ工事関係者ともしてさね、安全・安心して住民が過ごせるように要望して質問を終わります。どうもありがとうございました。

平野倅規議長

これで、川端龍雄君の質問は終わりました。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

平野倅規議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 4時 02分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 松永征也